

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2012年1月号 | No. 1/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ePCTの新リリース – 試行版システムがすべてのPCTユーザーに対し利用可能に

2011年12月12日付けで、ePCTの主要な新リリースが行われました。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

このシステムは、24/7システムオペレーション計画がまだ実施されていない限り、試行版のままですが、すべての出願人がこの試行版システムから実際の国際出願へのオンラインアクセスすることが可能になりました。この新バージョン（version 2.3）は、全タイプのPCT出願に対してePCT試行版システムを開放したという重要なマイルストーンになります。これまでePCT試行版システムの利用は、WIPO電子証明書を用いた受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に対して電子出願された未公開国際出願であって、国際出願へのオンラインアクセスが初めて認められる前にPCT規則92の2に基づく記録の変更が行われていない出願に対してのみに制限されていました。しかしながら、新バージョンではすべてのPCTユーザーが利用可能です。特に、2009年1月1日以降に出願されたすべての国際出願、すなわち、電子証明書を用いていない出願（例、紙出願）やこのシステムがまだサポートしていない電子証明書（ePCT version 2.3では現在WIPO電子証明書、EPOスマートカード、RO/KR（受理官庁：KIPO）に国際出願の電子出願を行うためにKIPOによって発行された電子証明書をサポートしています）を用いた出願を含む国際出願について、出願人は安全なオンラインアクセスを行うことが許可されます。

電子証明書を用いずに出願された国際出願（サポートされていない電子証明書、例えば、RO/USへのEFS-Web出願、を含む）へのePCTシステムでの安全なオンラインアクセスの請求はシステムによって自動的に適合・認証されないため、ユーザーはオンラインアクセスの権限を証明するための必要な情報の提供が求められ、国際事務局のプロセッシングチームの権限のある職員によってその請求を有効とする手続が行われるでしょう。この請求が可能なePCTユーザーの資格は、以下の一つの詳細情報と整合していなければなりません：出願人、共通の代表者、代理人又は国際出願に記録された通知のあて名

ePCT version 2.3で追加された他の機能には以下のものがあります。

- アイコンに代えてタブ及びテキストラベルを用いた機能コマンドのためのユーザーインターフェースの改良
- 各国際出願の重要な期限を確認するためのタイムライン機能の改良
- 国際出願に関する特定のイベントの警告、例えば、公開日が近づいている、優先権書類がまだ提出されていない、19条補正の提出や国内段階移行手続のような手続の期限が近づいている、といった警告のリマインドを受理するための通知の好み設定

ePCTシステムに関する更なる詳細は、ePCTのHPにある包括的なユーザーガイド又はQ&Aを含む文書をご覧ください（<https://pct.wipo.int/ePCT>）。もし、実際の国際出願で利用する前に、試しにデモモードでePCTシステムを利用したい場合には、RO/IBへ「デモモード」での出願を最初に行うことによって、ePCTのサイト（<https://pct.wipo.int/ePCT>）ですべての機能を有したデモ版を利用することが可能です。

さらに数ヶ月後には以下の機能の追加が期待されています。

- － 優先権主張の補充、国際出願の取下げ、もしくは、PCT 規則 92 の 2 に基づく名義、氏名又はあて名の変更、といった変更を、書簡の提出に代えて、オンラインで直接指定することを可能にするオンライン「手続」
- － 特定の出願又は出願群を抽出するためのフィルタ、例えば「少なくとも「Smith」から始まる名称を有する出願人による出願」、「優先権書類が未提出の出願」
- － 国際事務局が出願を受理し手続が開始され次第、WIPO アカウント所有者が自動的に国際出願のファイルをオンラインで閲覧可能とするための PCT-SAFE における WIPO アカウントの特定

さらに、国際事務局は、ePCT ウェブ出願システムを開発する予定で、(様々な PCT 権能としての) 国内官庁と電子通信の発展について議論するつもりです。それにより、特定の手続が国際事務局あるいは PCT 受理官庁又は国際機関としての国内官庁のいずれの責任であるかにかかわらず、国際出願のすべての目的のための管理が一つのオンラインポータルを通じて行うことができるようになるでしょう。

ePCT 全般、及び、特に新バージョンに関するフィードバックを歓迎いたします。ePCT をご利用いただき、同サイト内のリンク「Contact us」を用いてご意見を提出いただければ幸いです。

モルドバのユーラシア特許条約の破棄

モルドバは、2011 年 10 月 26 日に、ユーラシア特許条約の破棄を採択し、2012 年 4 月 26 日付けで発効します。

この条約破棄は、登録済のユーラシア特許又は 2012 年 4 月 26 日より前に出願されたユーラシア特許のためのモルドバの指定を含む PCT 出願には影響はありません。しかしながら、条約破棄の結果、2012 年 4 月 26 日以降に出願された国際出願は国内出願としてのみのモルドバの指定を含み、ユーラシア特許のための国の指定は含まれません。

さらに、2012 年 4 月 26 日以降、ユーラシア特許庁はモルドバ国民又は居住者によって出願された国際出願のための管轄受理官庁ではなくなります。国家知的所有権局（モルドバ共和国）及び国際事務局は引き続き受理官庁として選択できます。

PCT最新情報

- ES : スペイン（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
- KE : ケニア（所在地、電話番号及び FAX 番号、E メールアドレス及びインターネットアドレスの変更）
- MX : メキシコ（電話番号の変更、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、優先権の回復に適用される基準、手数料）
- NZ : ニュージーランド（手数料）
- OA : アフリカ知的所有権機関（電話番号及び FAX 番号、E メールアドレス及びインターネットアドレスの変更）
- PE : ペルー（管轄国際調査及び予備審査機関）
- SE : スウェーデン（PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料）
- SG : シンガポール（所在地及び E メールアドレスの変更、通信手段、手数料）
- SI : スロベニア（電話番号及び FAX 番号の変更、手数料）
- US : アメリカ合衆国（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料（スウェーデン特許登録庁（誤植））

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT Newsletter 2011 年 12 月号でお知らせしました、PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン（2012 年 1 月 1 日付け version 3.51.053.229）が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能になりました。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

当該バージョン（“build 229”）は次の変更を行います。

- 2012 年 1 月 2 日からのノルウェー工業所有権庁（RO/NO）の完全電子出願での国際出願の受理開始に伴う対応（同庁では 2012 年 2 月 2 日以降 PCT-EASY 出願を受理しません）
- 2011 年 12 月 1 日以降のオランダ特許庁の PCT-EASY 出願の不受理に伴う対応
- 国際事務局に対する、優先権書類アクセスサービス（DAS）を通じた、デンマーク特許商標庁に出願された優先権書類（国内及び国際出願）又はスウェーデン特許登録庁に出願された優先権書類の取得可能に伴う対応（請求は両庁に対し 2011 年 11 月 1 日以降可能）
- PCT-SAFE が利用している Firebird database のより新しいバージョンへのアップデート（これにより PCT-SAFE と eOLF が同じコンピュータ上で利用可能）
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善、並びに PCT に関する更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

知的所有権庁の 2012 年閉庁日

国際事務局は、多くの工業所有権庁の 2012 年における閉庁日を公開しました。2008 年以降すべての年のものを含む全収録を次のサイトで閲覧することができます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

国際事務局は関係官庁から受け取った情報をもとに継続的にこの収録の拡大・更新を行っています。

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするために、EQE の試験委員会の同意のもと、2011 年 12 月 31 日から、PCT 出願人の手引きで公表されている国際段階及び国内段階の情報を含む 4 つの PDF ファイルが英語及び仏語でそれぞれ PCT ウェブサイトに掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_ip.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_np.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_ip.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_np.pdf

印刷する際には、これらの PDF ファイルは約 900 頁の両面印刷の量を含んでいますのでご注意ください。この PDF ファイルは大容量ですので、低速インターネット回線でダウンロードすることは困難です。

PCT 様式

PCT/IB/382"Request for indication of availability for licensing purposes (ライセンシング目的の利用可能性の表示の要請)"の編集可能な PDF フォーマットが、ポルトガル語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/pt/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

中国語による PCT 関連資料の追加

PCT 締約国のリストが中国語でご覧いただけます。また、中国語の PCT 関連情報が更新され PCT 締約国の地図が追加されました。

http://www.wipo.int/pct/zh/pct_contracting_states.html

<http://www.wipo.int/pct/zh/>

PCT出願人の手引きの更新情報のハイライト

PCT 出願人の手引きは、2001 年 7 月以降、国際事務局が受理した情報に基づき定期的に（現在は毎週）更新しています。2012 年 1 月から、最新の情報のみを強調すべく、更新情報について（該当箇所のある）右端の縦線に加えて青色にハイライトします。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/index.jsp>

これまで、右端の縦線は、直近の大幅な更新又は直近版から更新された部分を表示していました。この縦線による表示は、各版の間に行われた更新が積み重ねられるため、複数の更新の後、最新の情報を特定することが困難になっていました。手引きの利用者は脚注の日付をチェックすることにより最新の更新日を確認することができます。手引きの各ページはこの方法で日付が付与されています。この新しい変更は、英語版及び仏語版のみでご利用いただけます。

日本語版及びロシア語版は毎週更新されておらず、ハイライトも含まれていません。しかし、各ページには同様の方法で、脚注に更新日が付与されています。それぞれ以下のサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"IOPR – Intellectual Office Property Register"名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスで

ご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

同様の警告を行っている他の工業所有権庁のリストに OHIM (域内市場における調和のための官庁 (欧州共同体商標意匠庁)) による通知へのリンクが追加されました – 上記手数料請求書に関する PCT ページの下部をご参照下さい。

Australian Patent Registerの変更

オーストラリア特許庁は、2012 年 1 月 30 日付けで、新しい "Personal Property Securities (PPS)" スキームを開始し、従来の "Australian Patent Register" が利用できなくなる旨、WIPO に通知しました。この変更の結果及びユーザがとるべき行動に関する情報は以下のサイトからご覧下さい。

<http://www.ipaustralia.gov.au/about-us/news-and-media/official-notices-listing/?doc=securities-register&view=Detail>

実務アドバイス

補充国際調査請求の利点

Q: 国際出願について (第一の) 主国際調査に加えて補充国際調査の実施を請求することが可能であることがわかりました。このサービスに課される追加費用を負担するか否か決定する前に、この調査の請求の利点をご教示いただけないでしょうか。

A: 1 又は複数の補充国際調査から得られる追加情報の利点と、それに伴って課される追加費用とを比較検討する必要があります。補充国際調査の潜在的な利点につき、以下概要を説明します。

主国際調査が高品質なもので、かつ、PCT 最小限資料だけでなく国際調査機関が国内官庁として調査している追加の文献もカバーしているものであっても、補充国際調査は、補充調査のために指定された機関 (SISA) が国内又は広域官庁として (先行技術文献) 調査するすべての文献を含むため、国内段階で新たなる先行技術が引用されるリスクを軽減し、国内段階での費用発生前に、特許取得の可能性に関するより多くの情報を得ることができるでしょう。

(補充国際調査報告の作成期限は、優先日から 28 ヶ月ですので、特定の国の国内段階に移行するか否かの判断前に補充国際調査を受けることができるでしょう。)

関連文献を発見する際の増加してきている問題は、オリジナルの技術開示物の言語の種類が徐々に増えてきていることであり、ある程度の技術開示物の機械翻訳が利用できるにもかかわらず、原語を理解できる審査官によって実施される調査結果へのアクセスに比べて信憑性が低いということです。したがって、一つの庁ですべてのPCT 最小限資料を原語で調査することができず（また実際、原語で開示されたものを含む非常に多くの他の特許及び非特許文献を調査することができないことから）、出願人は特定の一又は複数の言語での文書を専門とする国際調査機関による補充国際調査を利用することができます。例えば、もし主国際調査を日本国特許庁が実施したが、当該国際出願に関連する技術をカバーする非常に多くのロシア語の特許文献が存在する場合には、連邦知的所有権特許商標行政局（ROSPATENT）に補充国際調査を請求することは有用かもしれません。

補充国際調査の利点の一つは、国際調査機関の選択の要件とは異なり、補充国際調査機関の選択が受理官庁によって特定されている特定の一又は複数の国際機関に限定されないことです。出願人は、補充国際調査を実施する国際機関を自由に選択、請求することができます。以下の官庁は、表示された言語で出願、或いは翻訳された国際出願について、補充国際調査を提供します。

オーストリア特許庁	英語、仏語、ドイツ語
欧州特許庁	英語、仏語、ドイツ語
フィンランド国立特許・登録委員会	英語、フィンランド語、スウェーデン語
連邦知的所有権特許商標行政局 (ROSPATENT)	英語、ロシア語
スウェーデン特許登録庁	デンマーク語、英語、ノルウェー語、 スウェーデン語
北欧特許機構	デンマーク語、英語、アイスランド語、 ノルウェー語、スウェーデン語

どの補充国際調査機関に補充国際調査を請求するか注意深く検討する必要があります。補充国際調査の調査費用とともに調査範囲に基づいて決定されるでしょう。補充国際調査の調査範囲の決定は個々の補充国際調査機関に委ねられており、出願人はそのサービスが特定の出願のニーズを満たしているか決定するでしょう（各補充国際調査機関が提供する調査範囲に関する情報は、PCT出願人の手引き(<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>)のAnnex SISAを参照)。ある補充国際調査機関では専門言語の文書を中心とした調査を提供するでしょうし、他の機関では主国際調査で行う場合と同様の全体の文献をカバーした調査を提供するでしょう。国際事務局に支払う補充調査取扱手数料はどの補充国際調査機関を選択しても同額（200 スイスフラン）ですが、各補充国際調査機関はそれぞれ独自の補充調査手数料を設定していますので、ある機関に対する手数料が他の機関より高い可能性があります（各補充国際調査機関に支払う手数料の詳細はPCT手数料表を参照）。また、補充国際調査機関が調査を実施する言語で国際出願が行われていない場合、さらに翻訳費用が発生するでしょう。

国内段階移行前の包括的な調査に費やしても構わない額は、特定の出願の商業的可能性や保護する国数に依存するかもしれません。保護したい国が多いほど、相対的に高くなる国内段階移行の費用発生前により完全な調査に費用をかけることを希望するでしょう。さらに、補充国際調査の請求の決定は、国内又は広域官庁、独立の調査サービス、出願人自身の調査を行っていればその結果に依存するかもしれません。

国際出願が公開され、補充国際調査報告を受理すると、同報告は国際事務局によりPATENTSCOPE (<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/structuredSearch.jsf>)に収録され一般に閲覧ができるようになります。

補充国際調査はいつも決まって請求するものではありませんが、主国際調査の結果や特定の出願の商業的重要性、または主国際調査機関が専門としない又は調査範囲に含まれない言語で公表された特定の技術分野の先行技術文献の量について考慮した上で戦略的に請求するものです。これは国際段階で追加費用をかける価値のある特別な情報を提供するものです。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2012年2月号 | No. 2/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

JP 日本（PCT規則49.6）

指定官庁としての日本国特許庁は、2012年4月1日付けでPCT規則49.6(f)の不適合の通知を取り下げることを国際事務局に通報しました（*PCT Newsletter* 2003年2月号第5頁参照）。これにより2003年1月1日付けで発効したPCT規則49.6(a)から(e)（PCT第22条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復）は当該官庁に2012年4月1日から、同日以降にPCT第22条に規定された適用期限が満了し、かつ、PCT第22条第1項に係る行為が出願人によって行われていない国際出願に対して適用されることとなります。

上記の結果、“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities”の一覧（http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html）が更新されました。

リトアニア：PCT経由の国内ルートの開鎖

2004年12月1日付けで欧州特許条約（EPC）に加盟したリトアニアは、国際事務局に対し、2014年9月4日付けでPCT経由の国内ルートを閉鎖する旨通知しました。したがって、その日以降、リトアニアでの保護を希望する出願人は、リトアニアの国内段階に移行することができず、欧州特許庁に対して広域段階に移行することのみ可能になります。

国際出願は、現在、EPCの加盟国であって、国内ルートを閉鎖しており、欧州特許のみである次の国：ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、マルタ、モナコ、オランダ、スロベニア、の指定を含みます。

公開スケジュールの変更

2012年5月18日の公開

2012年5月17日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及び公示（PCT公報）が2012年5月18日（金）に公開されます。同日に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が公開日の16日前の（通常の15日前より長い）、2011年5月2日（水）となります。従って、国際公開に反映させたい変更は2012年5月1日（火）の24時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

2012年5月31日の公開（技術的準備完了日）

2012年5月17日がWIPOの閉庁日に当たる為、2012年5月31日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2012年5月15日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2012年5月16日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2012年5月14日（月）の24時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT最新情報

- AU : オーストラリア (手数料)
- DK : デンマーク (手数料)
- EP : 欧州特許庁 (手数料)
- ES : スペイン (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
- HU : ハンガリー (手数料)
- KZ : カザフスタン (保護の種類)
- LT : リトアニア (書類を発送したことの証拠、国際公開後の仮保護、出願言語、手数料、代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件)
- MD : モルドバ (通信手段)
- SI : スロベニア (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁)

補充調査に関する手数料 (欧州特許庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (欧州特許庁、日本国特許庁)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁)

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

国内段階移行期限

国内段階移行期限の一覧が更新され、各国の正式名称を含むようになりました。以下のウェブサイトで英語、仏語及びロシア語でご覧いただけます。中国語版は現在準備中であり、間もなくご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time_limits.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time_limits.html

この一覧には各指定／選択官庁の PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内 (広域) 段階移行期限を示しています。

PCT 様式

PCT/IB/382"Request for indication of availability for licensing purposes (ライセンシング目的の利用可能性の表示の要請)"の編集可能な PDF フォーマットが、スペイン語及びドイツ語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/es/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と韓国知的所有権庁との間の、国際調査機関及び国際予備審査機関の機能に関する、2012 年 1 月 1 日に発効する改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されま

した。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_kr.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_kr.pdf

PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された“The Future of Publishing – A Vetran's Perspective” (WIPO マガジン No.6) 及び“YikeBike Spells Urban Freedom” (WIPO マガジン No.5) というタイトルの記事及びその他の WIPO マガジンからの抜粋がご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジン No.5 及び No.6 の全記事を以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2011/

国際機関会合

PCT 会合

国際機関会合

第 19 回 PCT 国際機関会合が 2012 年 2 月 8 日から 10 日までオーストラリアのキャンベラで開催されました。会合の作業文書は WIPO ウェブサイトから入手可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=24745

東京国際会合

会合文書の保存記録に、1981 年 5 月 25 日から 29 日に日本の東京で開催された、PCT 同盟 – 東京国際会合で発行された文書が含まれました。WIPO のウェブサイトをご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=700

PCT 規則

PCT 規則の歴史は、PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめています。2011 年 7 月の変更を反映されたこの資料がご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

PATENTSCOPE検索サービス

CLIR で新たに利用可能な三言語

WIPO の多言語検索機能 (CLIR) のベータ版 (試行版) に新たにオランダ語、イタリア語、スウェーデン語が追加され、12 の言語が利用可能になりました。CLIR は検索式 (キー) から類義語を見つけ、検索式 (キー) 及び抽出された類義語から他の 11 言語に翻訳することにより検索範囲を拡張するものです。

CLIR は以下のサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/clir/clir.jsp>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"RIPT – Registration of Intellectual Patent"名の二つの新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

国内段階移行前後の出願人の記録の変更に関する選択肢

(The Procter & Gamble Company の前シニアパテントアドバイザーの David Reed 氏のご協力を得て作成しています)

Q: 国内段階移行を準備している国際出願の代理人ですが、クライアント (企業出願人) がこの発明及び出願を他の法人に売却したところで、その新しい所有者から、引き続き当該出願の代理人を務めるよう依頼されており、当該出願について新法人名で手続・登録がなされることを希望しています。現在、国内段階移行期限の 30 ヶ月まで 2 週間しかありません。どの方法が最良の手続の進め方でしょうか。国内段階への移行は、新出願人名あるいは現在の出願人名で行うのがよいでしょうか。また、国内段階移行の前または後に名義変更した方がよいでしょうか。

A: ご指摘のいずれの方法でも希望される結果を得ることができるでしょう。しかしながら、特に、多数の国の国内段階に移行する予定であれば、PCT 規則 92 の 2 をいようした変更の記録を国際段階終了前に行うことにより、かなりの作業及び費用を節減することができるでしょう。この変更はすべての指定官庁又は選択官庁に対して有効であり、新出願人名で国内段階に移行することができるでしょう。

PCT 規則 92 の 2 では、出願人、代理人、共通の代表者又は発明者の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名といった国際出願の多くの書誌情報の変更の記録が認められています。出願人の変更が元の (現在の) 出願人あるいは出願人の代理を務める代理人による場合、国際事務局から追加の文書を請求されることはありません。記録された変更は様式

PCT/IB/306（変更の記録の通知）により出願人及び指定／選択官庁に通知されます。PATENTSCOPE での公開について、この場合、「書類」タブ上の国際出願のフロントページの再公開はなされませんが、「PCT 書誌情報」タブ上の書誌情報は変更が反映されます。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請を受理官庁に対して提出することも可能ですが、国際事務局への到着が遅れる可能性があります。したがって、この場合、国際事務局に当該要請を直接提出することを強くお勧めします。国際事務局に当該要請を直接提出する場合であっても、この場合は早く行った方がよいでしょう。PCT92 の 2 に基づく変更の記録の要請が、ジュネーブ時間で優先日から 30 ヶ月が満了する日の 24 時より前に国際事務局に受理されなければなりません。それでもなお、当該要請に遅れることなく到着した場合には、特別な場合に国際事務局により請求された特定の証拠が 30 ヶ月の期限を過ぎて提出されたとしても変更は記録されるでしょう。

国際事務局は、30 ヶ月の期限以後に変更の記録の要請を受理した場合、変更を記録しません。その結果、出願人は元の（現在の）出願人名で国内段階に移行し、その後、移行した各指定又は／選択官庁に対してそれぞれ、変更の要請手続を進めなければなりません。なお、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請は国際事務局に対して郵送することは可能ですが、最も早い方法は FAX か、好ましくは、PCT オンラインドキュメントアップロードサービスの利用です。

http://www.wipo.int/pct/en/service_center/

又は ePCT（PCT Newsletter 2012 年 1 月号参照）からも可能です。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

変更の記録の要請が迅速に行われた場合であっても、国際出願はこの場合 2 週間以内（30 ヶ月の移行期限）に関心のある国の国内段階に移行しなければなりません。業務ピーク時には、国際事務局が記録を変更し国内移行期限前（しかし、多くの指定／選択官庁では、当該官庁に関する PCT 第 22 条第 3 項又は PCT 第 39 条第 1 項(b)で適用される国内段階への移行期限のより遅い期限である追加の期間が設けられています）に様式 PCT/IB/306 を発行するのに 2 週間では十分ではないかもしれません。移行期限が間近である場合には、国際出願を担当している WIPO のプロセスチームに連絡をとり、移行期限が近づいているので、指定／選択官庁にできるだけ早く情報が届くよう希望している旨伝えることにより、出願人の変更の記録の要請を優先的に処理してもらうよう依頼することは、助けになるかもしれません。担当審査官の連絡先は、様式 PCT/IB/301 の下部に表示されています。又、国際事務局が変更を記録したかどうかについてフィードバックを得ることに関して、もし国際事務局から通知の受け取りを電子メール又は事前の電子メールによる通知の受け取りの希望を行っている場合、書面による通知の受け取りより早期に様式 PCT/IB/306 の写しを受け取ることが可能でしょう（訳者注：本ケースでは出願は公開日を過ぎていますので、PATENTSCOPE 内の「書類」タブで様式 PCT/IB/306 の発行を確認することが可能です）。

指定／選択官庁の多くが PCT 規則 92 の 2 に基づいて記録された変更について追加の証拠を請求することなく許可しますが、いくつかの官庁においては、公開された国際出願に掲載されている出願人から新出願人への出願の移転を証明する譲渡証（又は他の書類）の写しの提出を請求されるかもしれません。PCT 規則 51 の 2（第 27 条の規定に基づいて認められる国内的要件）にもとづく特別の要件について、PCT 出願人の手引きの国内段階の概要に記載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

特定の指定／選択官庁によって請求される書類は国際事務局ではなく該当する指定／選択官庁に直接送付して下さい。

国際事務局に対して 30 ヶ月の期限前に変更の記録の要請を提出できない場合、変更を反映させるためには、国内段階移行を希望する国の、様々な国内法に基づき、それぞれの指定／選択官庁に対して手続を行わなければなりません。これらの手続は各国内法に基づき正確に行われなければなりません。これらの手続は多くの労力がかかる作業であり、変更を反映させるために、代理人手数料だけでなく、国特有の二言語での譲渡証や譲渡税、其他方式について要求されるかもしれません。

ラストミニッツの変更を考慮すると、上記 2 つのいずれの方法を行ったとしても、その後に適切な手続が行われるよう現地の代理人と作業を進めることをお勧めします。

また、米国の国内段階への移行には、出願人は必ず発明者でなければならず、米国指定のための出願人／発明者を一人以上含んでいて、米国のための出願にとして残しておくことが重要です。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2012年3月号 | No. 3/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2011年のPCT出願

厳しい経済状況の中、2011年に出願されたPCT国際出願の件数は約181,900件に達し新記録を樹立しました。2010年比10.7%の伸びで、2005年以降最大の増加を示しました。2011年に国内及び広域官庁に出願されたPCT出願について国際事務局がまだ受理していないものがあるため、**2011年についてのこの数字及び以下の数字は速報値**となっている点ご留意下さい。確定した数字は本年の後半に公表されます。

2011年の出願の上位5カ国は、米国（48,596件、全出願の26.7%）、続いて日本（38,888件、21.4%）、ドイツ（18,568件、10.2%）、中国（16,406件、9.0%）、大韓民国（10,447件、5.7%）が続いています。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願に対して占める割合が約30.2%であり、2010年（32.4%）に比べ少し低くなっています。

出願上位国の出願増に関し、中国が最大の伸びを示しており（33.4%増）、続いて日本（21%増）、カナダ（8.3%増）、大韓民国（8%増）、米国（8%増）が続いています。いくつかの大規模中所得国では2ケタの伸びを示しました：ロシア（20.8%増）、ブラジル（17.2%増）、インド（11.2%増）。国別出願上位15カ国の全出願に対する割合及び増加率を上位国から順に示した表がWIPOプレスリリースPR/2012/703のAnnex 1で公開されています。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2012/article_0001.html

Annex 5にあるもう一つの表にはすべての国についてのPCT出願の国別件数（筆頭出願人の居所の国毎）が示されています。

2011年は米国のモバイルテクノロジー企業のクアルコム社によってマイルストーンとなる200万件目のPCT出願がなされた年でもあります。2011年に最も多くのPCT出願が公開された出願人は、2010年の2位からランクアップした中国企業のZTE Corporationで2,826件でした。ZTE Corporationは通信機器とネットワークソリューションの世界的プロバイダーです。第2位は日本企業のパナソニック株式会社（2,463件）（2010年1位）、第3位は中国企業のHuawei Technologies（1,831件）（2010年4位）でした。上位10出願人と当該出願人名で公開された出願件数を以下に示します。トヨタ株式会社を除き、他の出願人はすべて2010年の上位10出願人でした。

1.	ZTE Corporation (CN)	2,826
2.	パナソニック株式会社 (JP)	2,463
3.	Huawei Technologies Co., Ltd (CN)	1,831
4.	シャープ株式会社 (JP)	1,755
5.	Robert Bosch GmbH (DE)	1,518
6.	Qualcomm Incorporated (US)	1,494
7.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,417
8.	LG Electronics Inc. (KR)	1,366
9.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,148
10.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (SE)	1,116

PCT 出願上位 100 出願人の一覧（2010 年公開された件数と共に）は、上述のプレスリリースの Annex 2 で公開されています。

教育機関による出願に関する情報も上述のプレスリリース (Annex 3) でご覧いただけます。このカテゴリでの最大の出願人はカリフォルニア大学で 277 件でした。同大学及び他の米国の大学が上位 50 教育機関のうち 30 機関を占め、日本と韓国がそれに続いています。

技術分野に関し、2011 年に公開された PCT 出願において最も多くの出願がなされた技術分野はデジタル通信の 11,574 件（全公開件数の 7.1%）で、続いて、電気機械・電気装置・電気エネルギー（6.9%）、医療技術（6.6%）、コンピュータ技術（6.4%）でした。2010 年とは異なり、2011 年は多くの技術分野で出願が増加しました。電気機械・電気装置・電気エネルギーの分野が最大の成長（23.2%）を示し、その他の 11 の技術分野でも 2 ケタの伸びを示し、4 つの分野のみが減少しました。さらなる詳細は上述のプレスリリースの Annex 4 でご覧いただけます。

さらなる情報について、上述のプレスリリースでご参照下さい。なお、2011 年の最終的な数字は本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせする予定です。

国際機関会合

第 19 回 PCT 国際機関会合が 2012 年 2 月 8 日から 10 日までオーストラリアのキャンベラで開催されました。以下で言及されているパワーポイントプレゼンテーションを含む、レポート及び作業文書は WIPO ウェブサイトから入手可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=24745

会合では：

- － 異なった ISA により引用された文献に関する特定のメトリックスの収集を、国内段階での国際調査の利用性のより直接的な計測の可能性の調査とともに開始することに合意、
- － その利用を希望するとともに新規性・進歩性及び明確性のような事項に関する見解がより容易に出願人又は ISA として行動した官庁以外の官庁の審査官に理解されやすくなるよう成功事例の議論を支援することを希望する国際機関によって直接利用可能な共通のモデル文例を作成する目的で、異なった国際機関によって書面による見解において利用される標準化項目の研究の継続に合意
- － 国際調査報告と書面による見解の質及び利用性の改善を目的とした他の多くの提案の考慮と同様、明確性とサポート要件についてのコメントの提供に関する PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの強化に合意（PCT/MIA/19/2）
- － 特許審査ハイウェイの進展に関する報告（パワーポイントプレゼンテーション参照）、調査及び審査に関する官庁間の協働の実行可能性の評価のための試行プロジェクト第 2 段階に関する報告（PCT/MIA/19/4）及び EPO への品質手順の新 EPO ハンドブックに関する報告（パワーポイントプレゼンテーション参照）をテークノート
- － PCT 第三者情報提供制度の 2012 年 7 月の運用開始目標をテークノート（PCT/MIA/19/3）
- － サーチ戦略情報の提供を希望する国際機関がその情報が利用できるよう PATENTSCOPE で公開されるよう国際事務局に提出し、国際事務局は、サーチ戦略の内容及びそれを理解し利用する最良の方法について国際機関から提供された情報を公開することに合意（PCT/MIA/19/5）
- － 補充国際調査制度の利用に関する、主に出願人の低い利用に焦点をあてた協議についての口頭での報告をテークノート及び議論（この結果は 2012 年 5-6 月に開催される PCT 作業部会でより詳細が提示される予定）
- － 特許文献がより多くの締約国から利用可能になり国際調査で効果的に利用できるように

することを目的とした今後の PCT 規則 34 の改正提案の対象となる可能性のある技術的要件の研究に合意 (PCT/MIA/19/7 及び 7.add)

- 現在の WIPO 標準 ST.25 と提案されている新 XML 標準との間の配列リストの変換について後者が最終確定する前により効率的な変換の可能性に関するさらなる分析を勧告 (PCT/MIA/19/8 及び 8.Add)
- 国際出願の一部としてのカラー図面の許容に関する作業の重要性及びその障害について議論 (PCT/MIA/19/9)
- ePCT の今後の作業に進展及び提案に関する最新情報をテークノート (PCT/MIA/19/10)
- 新規性に関連する文献と進歩性に関連する文献とを明確に区別することを含む引用の表現方法 (カテゴリー) に関する WIPO 標準 ST.14 の改正のために国際事務局が WIPO 標準委員会 (CWS) の下にタスクフォースの設立を提案することを勧告 (PCT/MIA/19/11) がなされました。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

優先権デジタルアクセスサービスを利用することにより、出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局に提出する、又は、PCT 出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に受理官庁に対して先の出願の謄本を作成し国際事務局に送付することを請求する手段に代えて、優先権書類として利用のため DAS から先の出願の謄本を取得することを国際事務局に請求することが可能です。新しい 3 つの参加庁の情報について以下でお知らせします。

デンマーク特許商標庁及びスウェーデン特許登録庁

デンマーク特許商標庁 (DKPTO) 及びスウェーデン特許登録庁 (PRV) は、2011 年 11 月 1 日付けで DAS における "depositing office" (第 1 国官庁) としてのみの参加を開始する旨国際事務局に通知されました。両庁は、国内特許出願又は受理官庁としての両庁に出願された PCT 出願についてそれぞれ DAS に優先権書類をアップロードすることができますが、DAS から書類を取得することはまだできません。

DKPTO は優先権書類 (実用新案を含む) として 2010 年 10 月 1 日以降に出願された全ての国内出願及び同日以降に受理官庁としての同庁に出願された PCT 出願について、及び、PRV は優先権書類として、2011 年 11 月 1 日以降に出願された国内出願及び同日以降に DAS での利用に関する請求が行われた全ての PCT 出願を利用可能にします。

さらなる情報は以下のサイトから参加庁の表に続く関連通知、

http://www.wipo.int/patentscope/en/priority_documents/offices.html

又は、DKPTO ウェブサイト

[http://www.dkpto.dk/ansoeg-online/internationale-patentansoegninger-\(eppct\).aspx](http://www.dkpto.dk/ansoeg-online/internationale-patentansoegninger-(eppct).aspx)

又は、PRV ウェブサイトからご覧下さい。

<http://www.prv.se/en/About-us/News/Priority-Document-Access-Service-PDAS/>

中華人民共和国国家知識産権局

中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) は、2012 年 3 月 1 日付けで、DAS における "depositing Office" (第 1 国官庁) 及び "accessing Office" (第 2 国官庁) としての両方のサービスの提供を開始する旨国際事務局に通知しました。

したがって、SIPO に対して中国特許出願（現時点では、受理官庁として SIPO に出願した国際出願は含まれない）を出願した出願人は、2012 年 3 月 1 日までに他庁での出願の優先権主張の期間が満了していない場合、電子図書館で該当する出願を利用可能にするよう同庁に請求することができます。

”accessing Office”（第 2 国官庁）としての SIPO は 2012 年 3 月 1 日以降に出願された後の出願のために DAS を通して WIPO から他の国の官庁に優先権書類が利用することを許可します。

SIPO に対して DAS を通して国内出願を利用可能にするための請求を希望する、又は、”accessing Office”としての同庁に対して DAS から優先権書類を取得するための請求を希望する出願人は、SIPO のウェブサイトから利用可能な DAS 請求様式を利用すべきです。

<http://www.sipo.gov.cn/pdoc/das>

同庁が該当日までに認証謄本を受理するか、又は、同サービスから書類にアクセスすることが可能とするか、そのいずれも行われていない場合、出願人が必要な行動を全てとっているのであれば、この問題を是正するため少なくとも 2 ヶ月の期間を提供するために出願人に連絡を行うでしょう。同庁のこのサービスへの参加に関する詳細は上述のウェブサイトからご覧いただけます。

優先権書類の取得の際に取るべきステップに関する注意喚起

DAS から優先権書類を取得することを国際事務局に請求することを希望する出願人は、先の出願を出願した官庁がこのサービスを利用しているか（官庁のリストは次の URL を参照：http://www.wipo.int/patentscope/en/priority_documents/offices.html）チェックし、以下のステップを全て優先日から 16 ヶ月以内に完了させなければなりません。

- (1) 先の出願が DAS で利用できるように出願している官庁への請求
- (2) DAS ウェブポータル (https://webaccess.wipo.int/priority_documents/ja/) にアクセスし、”アクセス管理リスト更新” タブを使用して、先の出願への国際事務局のアクセス権を与えます。
- (3) 願書様式の Box No. VI のチェックボックスにチェックを入れる、あるいは、取得の請求を明確に表明している書簡を（国際事務局に）送付することにより、国際事務局が当該書類を取得することを請求します。

DAS 参加庁によって課されている要件に関する情報を含む DAS についてのさらなる情報は以下のサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/patentscope/en/priority_documents/offices.html

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_03.pdf（第 1 頁）

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_12.pdf（実務アドバイス）

PCT-特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

デンマーク特許商標庁及び連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）

2012 年 2 月 1 日付けで、新しい PCT-PPH 試行プログラムがデンマーク特許商標庁 (DKPTO) と連邦知的所有権特許商標行政局 (Rospatent) との間で開始されました。この試行プログラムでは、PCT のフレームワークで ISA/IPEA としての Rospatent によって作成された ISA

又は IPEA の肯定的な書面による見解又は肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、少なくとも 1 つの請求の範囲が特許性ありと判断されている場合）を受領した PCT 出願について、デンマークの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

DKPTO と Rospatent 間の PCT-PPH 試行プログラムに関するさらなる情報は、以下のページでご覧いただけます。

[http://www.dkpto.org/updates/2012/new-pph-programs-between-the-danish-patent-and-trademark-office-and-the-russian-federal-service-for-intellectual-property-\(rosapatent\).aspx](http://www.dkpto.org/updates/2012/new-pph-programs-between-the-danish-patent-and-trademark-office-and-the-russian-federal-service-for-intellectual-property-(rosapatent).aspx)

この新しい試行プログラムを含む更新された PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT最新情報

- AE : アラブ首長国連邦（通信手段）
- AU : オーストラリア特許庁（通信手段）
- DE : ドイツ（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
- ES : スペイン（所在地及び郵便のあて名、FAX 番号）

JP : 日本（PC-EASY 物理的媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

PCT-EASY 物理的媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出のために、日本国特許庁は 2012 年 4 月 1 日付けで 3.5 インチディスク及び CD-R を PCT-EASY 物理的媒体として認める旨、国際事務局に通知しました。

また、同日付けで、受理官庁としての日本国特許庁に支払う送付手数料の額を 10,000 円に変更しました。

また、同日付で、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約に基づく国際寄託当局である、独立行政法人産業技術総合研究所 (AIST) 特許生物寄託センター (IPOD) が、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 特許生物寄託センター (IPOD) に名称変更されました。

- NZ : ニュージーランド（手数料）
- QA : カタール（電話及び FAX 番号）
- RW : ルワンダ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- TH : タイ（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料及び国際調査に関する手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）、韓国知的所有権庁、フィンランド国立特許・登録委員会、国立工業所有権機関（ブラジル）、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

補充調査手数料（欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（欧州特許庁）

取扱手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報](http://www.wipo.int/pct/en) (www.wipo.int/pct/en)

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）及び、（欧州特許庁及びフィンランド国立特許・登録委員会について）補充調査のための国際調査機関（SISA）としての次の機関との間の取決めの最新版が英語及び仏語で PDF 形式で掲載されました。これらの取り決めの発効日は 2012 年 4 月 1 日です。

EP 欧州特許庁
ES スペイン特許商標庁
FI フィンランド国立特許・登録委員会
JP 日本国特許庁

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ep_4_2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es_4_2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_fi_4_2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp_4_2012.pdf

PCT 様式

PCT/IB/382"Request for indication of availability for licensing purposes（ライセンシング目的の利用可能性の表示の要請）”の編集可能な PDF フォーマットが、中国語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/zh/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

PCT 留保、宣言、通知及び不適合

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧の中国語版が利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/reservations/res_incomp.html

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語、ドイツ語版が 2012 年 2 月 20 日に、スペイン語版が 2012 年 3 月 7 日に更新され、それぞれご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/index.html

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/index.html

PCT 規則の修正

2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで英語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“European Central Register of Brands and Patents” 及び “Euro IP Register” 名の 2 つの新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

PATENTSCOPE検索サービス

ライセンスに関する新機能

PCT Newsletter 2011 年 12 月号でお知らせしたとおり、ライセンスに関する新機能が 2012 年 1 月から PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけます。このようなライセンスに関する情報を含む PCT 出願にアクセスするためには、構造化検索のページに進み、「ライセンスの利用可能性の要請」のボックスにチェックを入れて下さい。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/ja/structuredSearch.jsf>

RSS フィードを購読することにより、ライセンス情報を含む新しい PCT 出願が利用可能になると、検索結果が毎週木曜日にご自身の RSS リーダーに自動的に更新されます。ライセンスに関する新機能についてのさらなる情報は *PCT Newsletter* 2011 年 12 月号の表紙をご覧ください。

3 つの新たな PCT バックファイル製品の利用開始

WIPO から提供される PCT データ製品コレクションを完全なものとするべく、新たに 3 つのデータ製品がリリースされました。

- PCT Backfile Asian Languages : 1978 年から 2011 年までに、中国語、日本語、韓国語で公開された国際出願の明細書及び請求の範囲のフルテキスト (OCR によるテキスト) を含む
- PCT Backfile XML : 1978 年から 2011 年までに、全ての言語で、XML 形式で出願された国際出願を含む
- PCT Backfile Bibliographic : PATENTSCOPE データベースに含まれる PCT 書誌

情報データの XML 形式でのスナップショットを含む

これら 3 つの製品のリリースに続き、旧 PCT Backfile は名称を変更し、PCT Backfile non-Asian Languages に変更します。こちらのファイルには 1978 年から 2011 年までに、英語、仏語、ドイツ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で公開された国際出願の明細書及び請求の範囲のフルテキスト（OCR によるテキスト）を含んでいます。

3 つの製品の詳細については、以下のサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/data/products.html>

実務アドバイス

代理人も変更する際の出願人の変更の記録

Q: 出願人の変更の記録に関する *PCT Newsletter* 2012 年 2 月号の実務アドバイスを参照しています。引用された例では、出願人の変更の要請を行う者は記録された代理人でした。新出願人が異なる代理人を選任したい場合はどのような要件が求められるのでしょうか？

A: 本件に関する回答では、出願人である企業 1 社と US 指定のための出願人／発明者が 1 人又はそれ以上いると仮定します。出願人の変更と同時に代理人の変更がある場合には、新代理人は変更の記録を国際事務局に要請することができるでしょう。国際事務局への要請において、代理人は、出願人の変更と代理人の変更の両方を要請する旨明確に示さなければなりません。しかし、出願の所有権の譲渡に関する文書が、元の出願人又は記録された代理人から受理していない場合、国際事務局によって、次の文書が要求されるでしょう。

1. 譲渡証書又は出願人の変更をサポートする他の文書化された証拠の写し
2. 新代理人を支持する新出願人によって署名された委任状（国際出願が提出された受理官庁が委任状提出要件を放棄している場合であっても）

例えば、譲渡証書の入手が困難である場合には、（元の）出願人又は（元の）代理人が出願人の変更の要請を提出するという、変更の記録の要請の代替手段があります。しかし、この場合でも依然、新代理人が選任される必要があります。元の出願人又は代理人が PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を提出すれば、新代理人は国際事務局に対して新出願人によって署名された委任状とともに代理人の変更の記録の要請を提出することができます。

次の追加の情報は、通常、PCT 規則 92 の 2 に基づく要請に適用されます。出願人が特定の変更を国際出願の国際公開に反映することを希望する場合には、いかなる不足書類も国際公開のための技術的準備の完了日（通常、実際の公開日の 15 日前）前に国際事務局に到達していなければなりません。不足書類の到達が遅れたために国際公開公報に変更が反映されない場合でも、PATENTSCOPE 上の書誌情報には反映され、国際事務局から PCT 規則 93 の 2 に従って全ての指定又は選択官庁に対し変更に関する通知が様式 PCT/IB/306 を用いて行われます。

PCT 規則 92 の 2 の基づく要請の 30 ヶ月の期限より前に変更の記録の要請が国際事務局に受理される限り、指定官庁が変更の通知を受ける場合には、要求されるいかなる書類も後で提出可能です。国際事務局は通常、PCT 規則 92 の 2 に基づいて規定された期限内又は不足書類の提出の求めの発送日から 1 ヶ月以内のいずれか遅く満了する期限内に、不足書類の提出するための求めを送付します。

多くの指定又は選択官庁は、さらなる証拠を求めることなく、PCT 規則 92 の 2 に基づく記

録された出願人の変更を許容しますが、いくつかの官庁は公開された国際出願に記載されている出願人から新所有者への出願の譲渡を立証する譲渡証書（又は他の文書）の写しを要求するかもしれません。PCT 規則 51 の 2 に基づく特別の要件は、PCT 出願人の手引きの各国の国内段階（概要）に表示されています

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請に関するさらなる情報は、*PCT Newsletter* 2012 年 2 月の実務アドバイス、PCT 出願人の手引きの国際段階の概要の段落 11.018 から 11.022 をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年4月号 | No. 4/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ePCT最新情報

PCT サービスセンターの 2012 年 7 月の閉鎖

ePCTシステムの全てのPCTユーザへの拡張のアナウンス（PCT Newsletter 2012年1月号参照）に続き、国際事務局は2012年7月以降、PCTオンラインドキュメントサービス（現在、http://www.wipo.int/pct/en/service_center/で利用可能）が閉鎖され、文書のアップロード機能はePCTに集約される旨公表します。ePCTではうまくアップロード提出された文書を閲覧し、その文書の手続を追跡することが可能です。さらに、アップロード手続の一部としてタイプされたテキストストリング署名を用いて、ePCTシステムによりカバーシートが自動作成されるため、従来署名要件を満たす必要があったカバーレターを（別途作成して）提供する必要がなくなりました。

国際事務局は ePCT のホームページを紹介します。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、ePCTでのドキュメントアップロード機能にうまく移行できるよう、2012年7月より前にePCTユーザアカウントを作成することをお勧めします。オンラインドキュメントアップロード機能は、電子証明書によるユーザアカウントの追加認証なしに、ePCTの一般向けサービス（**Public service**）から利用できます。しかし、ePCTの出願人向けサービス（private service）で利用できる追加のサービスを受けるために、電子証明書で認証されたユーザアカウントの作成をお勧めします。

ePCTシステムに関する更なる情報は、ePCTホームページ内の「ePCTユーザガイド」をご覧ください。ユーザガイドでは、ePCT private serviceの全ての追加機能に関する情報が含まれています。また、ドキュメントアップロードからePCT public serviceへの円滑な移行に役立つ段階を追って説明した文書があります。

PCT-SAFE ソフトウェア出願の出願時の国際出願への eOwnership 権の設定

PCT-SAFE 4月リリース版には、出願時の国際出願へのePCTのeOwnershipアクセス権を設定するための署名ボックス内の新たなオプション機能を含んでいます。ePCTカスタマーID及びeOwnership確認コード（ePCT private serviceのeOwnership画面の新機能を通して即時作成される）の両方を表示することにより、PCT-SAFE 完全電子出願又はPCT-EASYモード出願（EFS-Webモードを含む）を行う出願人は、PCT/IB/301の確認コードでのeOwnershipの請求するという後日のステップが不要になります。

国際出願が国際事務局の電子手続システム内にロードされるとすぐに（RO/IBへの国際出願の場合には出願直後、他の受理官庁への国際出願の場合には出願の写しの受領後）、ePCT private serviceを通じた国際出願へのオンラインアクセスは、出願時に表示したカスタマーIDに対応するユーザアカウント所有者に自動的に付与されます。誤った表示による間違ったカスタマーIDのリスクを補うため、出願時に表示した追加のeOwnership確認コードはカス

タマーID の所有者によって作成されなければならない、ePCT システムにおいて eOwnership アクセス権の設定前に両方のコードが一致していることをチェックします。

この新しい機能に関する更なる情報については、PCT-SAFE 出願の出願時の ePCT での eOwnership の譲受方法に関する、有用なスクリーンショットを含む簡単なユーザガイドをご参照下さい。

http://pct.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm

電子メールの通知の利用の承認の重要性

PCT ユーザに対して、国際事務局より送付される通知のための電子メールの利用の承認（電子メールのみの通知、又は、事前の通知として受け取り後に書面による通知の送付、のいずれか）を、特に、ePCT システムのより広い発展の観点から、お勧めします。特に、ePCT システムにおけるアクセス権の確認のための ePCT 確認コードがサービスのためのアドレスに送付される必要がある場合において、電子メールでの通知が承認されていれば、そのコードはより早く送信されます。PCT Newsletter 2010 年 7-8 月号の 15 ページの電子メールの通知の請求に関する実務アドバイスもご留意下さい。

PCT実施細則の修正

2012 年 7 月 1 日から発効する PCT 実施細則について修正が行われました。2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則（規則 17.1(b) の 2) 及び新規則 82 の 4) の改正（2012 年 3 月 15 日付け公示（PCT 公報）47 ページ以下参照）の結果により、第 111 号、第 715 号及び第 716 号の修正が行われました。この修正は、「不可抗力」の場合の特定の PCT の期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容に関するもの（第 111 号）、電子図書館からの優先権書類の利用に関するもの（第 715 号）、出願人による電子図書館からの優先権書類の取得の要請に関するもの（第 716 号）です。

PCT 規則 17.1(b) の 2)（第 715 号、第 716 号）は、2012 年 7 月 1 日以降に改正後の規則の期限が経過する出願に対して国際出願日に関係なく適用されます。新 PCT 規則 82 の 4（第 111 号）は、2012 年 7 月 1 日以降に、（不可抗力により期間が遵守されなかったことに関する）証拠の提出に関する 6 ヶ月の期限が満了するいかなる国際出願に対して（国際出願日に関係なく）適用されます。

これらの修正を含む、2012 年 7 月 1 日発効の実施細則の全条文が、PCT 関連情報のウェブサイトにおいて、英語及び仏語で PDF 版をご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_14.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_14.pdf

以下の様式が 2012 年 7 月 1 日付けで改訂されます。

PCT/RO/101	願書（PCT 規則 17.1(b) の 2) の改正に対応した改訂）
PCT/RO/104	Notification that the Purported International Application is not and Will not Be Treated as an International Application（国際出願とされた出願が国際出願として取り扱われない旨の通知）
PCT/IB/106	手続補充命令書
PCT/IB/304	優先権書類の提出又は送付に関する通知

様式の改訂版は、PDF フォーマット又は編集可能な PDF フォーマット（該当する場合）で次のアドレスからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

PCT受理官庁ガイドラインの修正

2012年7月1日に発効するPCT受理官庁ガイドラインは多くの変更がされています。これらの変更は、2012年7月1日に発効したPCT規則の改正の結果生じたものです。ガイドライン（RO/GL/RO/10）の全文はPDFフォーマットで英語及び仏語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro_10.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro_10.pdf

イスラエル特許庁の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

2009年9月の第40回PCT同盟総会によって、イスラエル特許庁は、PCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されました。この度、当該機関は2012年6月1日からISA及びIPEAとしての機能を開始することをWIPOに通報しました。

ISA及びIPEAとしての当該機関に対して支払う手数料の情報については、英語版PCT Newsletterの「PCT最新情報」（“PCT Information Update”）をご覧ください。また、ISA及びIPEAとしての当該機関のその他の情報については、PCT出願人の手引きの附属書D及びEに間もなく掲載されます。

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

LT リトアニア（PCT規則49の3.2(h)）

指定官庁としてのリトアニア共和国国家特許局は、2012年2月3日付けで、PCT規則49の3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）と国内法令との不適合の通知を取下げ旨、国際事務局に通知しました。したがって、PCT規則49の3.2(a)から(g)は同日から当該官庁に対して適用されます。さらに、指定官庁としての同庁は、優先権の回復の適用する基準として「due care（相当な注意）」を適用し、手数料として400リトアニア・リタスを請求する旨、国際事務局に通知しました。

この情報に基づき、PCT出願人の手引き、国内段階、概要（LT）、並びに、「優先権の回復」及び「PCT留保、宣言、通知及び不適合」の一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム

韓国知的所有権庁（KIPO）及び中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）

KIPO及びSIPOの2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年3月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、韓国又は中国の国内段階での早期審査を利用することができます。

KIPO及びSIPOの間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトで見ることができます。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=100016&catmenu=e_k02_02_03#

及び（中国語）

<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph>

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201202/t20120229_647556.html

知的所有権庁（フィリピン）（IPOP HL）及び日本国特許庁（JPO）

IPOP HL と JPO の 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2012 年 3 月 12 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関として JPO が PCT フレームワークで作成した肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を受理した PCT 出願について、フィリピンの国内段階での早期審査を利用することができます。

IPOP HL と JPO の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトで見ることができます。

<http://www.ipophil.gov.ph/viewwhatsnew.php?id=235>

http://www.meti.go.jp/english/press/2012/0209_02.html

これら新しい試行プログラムを含む更新された PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT最新情報

AU : オーストラリア（国際公開後の仮保護）

CL : チリ（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

IS : アイスランド（手数料）

JP : 日本（手数料）

2012 年 6 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、PCT-EASY モード出願の減額、及び電子出願（文字コード形式）の減額の円への換算額が変更になります。

NZ : ニュージーランド（PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）

PT : ポルトガル（FAX 番号）

US : アメリカ合衆国（インターネットアドレス）

ZA : 南アフリカ（手数料）

調査手数料及び国際調査に関する手数料（欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁）

補充調査手数料及び補充調査に関連する手数料（連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent））

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（欧州特許庁（誤植）、連邦知的所有権特許商標行政局（Rospatent）、イスラエル特許庁）

取扱手数料（日本国特許庁）

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (www.wipo.int/pct/en)

PCT Newsletter 2011 年索引

2つの別の索引を含む PCT Newsletter 2011 年索引が PCT 関連資料のページに PDF フォーマットで掲載されました。主題ごとにアルファベット順に記載された索引と、国及び官庁ごとにアルファベット順に記載された索引からなります。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/list.jsp?year=2011>

PCT に関するよくある質問 (FAQs)

「外国における発明の保護 : PCT に関する FAQ」の 2012 年 3 月更新版が英語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

他の言語については間もなくご利用いただけます。

PCT 様式のロシア語版

PCT/IB/382"Request for indication of availability for licensing purposes (ライセンシング目的の利用可能性の表示の要請)"の編集可能な PDF フォーマットが、ロシア語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

PCT 規則の仏語版

2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の仏語版が英語に加えて利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

PCT 出願人の手引きの更新

国際段階の概要及び索引が更新され、PDF 及び HTML 形式でそれぞれ英語及び仏語でご覧いただけます。更新されたテキストは青色にハイライトされるとともに（該当箇所の行の）右端に縦線が記されています。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/ipindex.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/guide/fr/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/ipindex.jsp>

PCT 出願人の手引きのユーザーは、上記アドレスで、更新部分へのリンクを含む最新の更新情報が毎週 E メールで送信される、E-mail updating service を購読することができます。

パワーポイントプレゼンテーション資料

2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語及びスペイン語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/2012changes.ppt>

PCT 作業部会

2012年5月29日から6月1日にジュネーブで開催される次回 PCT 作業部会で議論される作業文書が以下の WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=25017

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2012年4月1日付け version 3.51.054.230)が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

当該バージョン (“build 230”) は次の変更を行います。

- 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) 経由で、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) (国内出願) に提出されている優先権書類の取得を、国際事務局に対して請求することを可能とする対応 (2012年3月1日施行)
- ePCT のカスタマーID 及び eOwnership コードを署名画面から入力することを可能とする対応 (更なる詳細は上記「ePCT 最新情報」を参照)
- プレビューのために利用される PDF Viewer を指定するために、Acrobat PDF viewer との自動統合を無効化することを可能とするための機能の追加
- 手数料表の更新 (該当する場合)
- その他、米国特許商標庁の国際調査機関の追加、受理官庁としての知的財産局 (DIP) を含む、PCT に関する更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

「WARNING: Requests for Payment of Fees (警告 : WIPO 国際事務局以外の者からの手数料請求書について)」のウェブページ (英語版) が更新され、出願人が詐欺的な請求書を特定しやすいように、請求書のサムネイルが追加されました。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

新たな請求書

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“ODM – Patent Trademark Register” 及び “RIPT – Registration of Intellectual Patent” を元にした 4 つの新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参

照可能です。http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

WIPO本部での包括的なPCTセミナー

2012年10月15日及び16日にジュネーブのWIPO本部で開催予定のPCTセミナーの登録を開始しました。WIPOのPCTスタッフによるプレゼンテーション及びワークショップ、並びに、PCT事業部の見学が含まれる予定です。

登録は無料ですが、参加者は45人限定です。参加者はご自身の責任で渡航及びVISAのアレンジを行う必要があります。WIPOからのアシスタンスはございません。

登録は以下のリンクから行うことができます。

http://www.wipo.int/meetings/en/registration/form.jsp?meeting_id=26342

新たなWIPO刊行物 : Madrid Highlights (マドリッドハイライト)

標章の国際登録に関するマドリッド制度担当部門から、マドリッド制度の関係者にマドリッド制度に関する最近の動向の更新情報を届けることに焦点をおき、かつ、活動情報を提供するための、四半期ごとの刊行物である「Madrid Highlights (マドリッドハイライト)」が初刊行されました。

http://www.wipo.int/madrid/en/highlights/2012/pdf/madrid_highlights_1_2012.pdf

同刊行物は無料購読できます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/subscribe.html>

マドリッド制度に関する一般情報は以下のサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/madrid/en/general/#intro>

EPOに対する品質手続ハンドブック

EPOは、「Handbook of Quality procedures before the EPO (EPOに対する品質手続ハンドブック)」を刊行しました。このハンドブックの目的は、EPO及びユーザ代表によって承認された好ましい実務の手引きを提供することです。このハンドブックは以下のサイトからご利用いただけます。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/handbook.html>

実務アドバイス

[代理人の変更がある場合の ePCT でのアクセス権の変更](#)

Q: ある国際出願の記録された代理人に対し、当該出願の代理を新代理人に引き継ぐよう出願人から連絡がありました。新代理人は規則 92 の 2 の規定に基づく代理人の変更の記録の要請を、出願人が署名した新代理人を選任する委任状とともに提出するつもりです。現代理人は現在 ePCT を通して国際出願に対するアクセス権を有しています。この eOwnership 権をどのようにすべきでしょうか。ePCT のアクセス権を新代理人に譲渡することは可能ですか。

A: 出願人又は代理人が、ePCT を通したオンラインアクセス権を有する国際出願に関する PCT 規則 92 の 2 に基づいた変更の記録する場合、推奨する手続は、国際出願に対する eOwner アクセス権を有する者の一人が、PCT 規則 92 の 2 の要請の提出より前に、変更の要請の発送に従って ePCT システムにおける ePCT アクセス権を修正することです。例えば、代理人の変更の場合、ePCT における eOwner アクセス権を有する辞任予定の代理人は、新代理人 ePCT アカウントを作成し、電子証明書でそれを認証し、辞任予定の代理人と eHandshake を結ぶことを条件として、新代理人に対してアクセス権を譲渡することが可能です。これらの手続のさらなる情報については ePCT ユーザガイドを以下のサイトでご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/service_center/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

しかし、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請が国際事務局の内部手続システムに受理されるとすぐに、その提出が ePCT システム (<https://pct.wipo.int/ePCT>) を経由したものか、PCT ドキュメントアップロードサービス (http://www.wipo.int/pct/en/service_center/) (2012 年 7 月以降 ePCT のもとに移動) を経由したものか、紙又は FAX のいずれによって行われたかにせよ、PCT 規則 92 の 2 の変更が国際事務局によって手続されるまで、ePCT アクセス権をすでに有する者を含め、国際出願に対する ePCT での全てのオンラインアクセスが自動的に一時中断することに注意が必要です。この自動中断は、例えば、代理人の指名が出願人又はその新代理人により取り消されているが、その代理人が依然 ePCT を通した国際出願へのオンラインアクセス権を有している場合といった、生じうる問題を除去するためのものです。したがって、PCT 規則 92 の 2 に基づいて要請された変更の内容にかかわらず、その変更が名義変更に関するものでなくても、国際事務局により変更の要請が完全に処理されるまで、どの外部のユーザもその出願に対して ePCT を通したオンラインアクセスすることはできません。

PCT 規則 92 の 2 の変更の手続の一部として、国際事務局は、いかなる場合も、ePCT のアクセス権を修正する必要があるかどうかチェックします。例えば、代理人の選任が無効又は破棄されていて、その代理人が ePCT での国際出願へのアクセス権を有している場合、国際事務局は必要に応じて ePCT における対応するアクセス権を無効にするでしょう。したがって、本件の場合、現在の代理人の選任の無効を含む変更であり、代理人の変更の手続が進めば、現在の代理人の ePCT 権を明示的に削除しようとしまいと、国際事務局によって自動的に無効とされるでしょう。しかし、現在の代理人の ePCT が中断され、PCT 規則 92 の 2 の変更が記録される前に、ePCT のアクセス権を新代理人に譲渡された場合、新代理人が ePCT システムを通した新たなオンラインでの eOwnership 権の請求を提出する手間を省くことができます。ePCT ユーザガイドでは、有用なスクリーンショットを含む、eOwnership 権の譲渡方法の詳細が説明されています。

国際事務局は、ePCT システムにおいて、それまでにアクセス権を有していなかった新たな者に対する新アクセス権を設定する権限機関ではない点ご留意下さい。— 国際事務局はすでに存在するアクセス権を無効にしたり再有効にしたりすることのみ可能です。

代理人が、新代理人を知らないため、自身の選任を破棄し ePCT のアクセス権を修正する立場にない場合、あるいは、当該国際出願に対する eOwner アクセス権を有する者が他に存在

しない場合、当該出願に関する ePCT 権は国際事務局によって無効とされます。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請の提出に関する更なる情報は、*PCT Newsletter*2012 年 2 月号、3 月号の実務アドバイス、PCT 出願人の手引きの国際段階、段落 11.018 から 11.022 をご覧下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年5月号 | No. 5/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

ブルネイ（国コード：BN）

ブルネイが2012年4月24日に加入書を寄託し、2012年7月24日からPCTに拘束されることになりました。その結果、2012年7月24日以降に出願された国際出願は自動的にブルネイの指定を含むこととなります。

また、ブルネイはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2012年7月24日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にカタールの選択を含むこととなります。さらに、カタールの国民及び居住者は2012年7月24日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

ブダペスト条約

ブルネイの加盟

ブルネイが2012年4月24日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は76になります。ブダペスト条約はブルネイにおいて2012年7月24日に発効します。

http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム

国立工業所有権機関（ポルトガル）（INPI）及び日本国特許庁（JPO）

INPIとJPOの2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年4月18日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてJPOがPCTフレームワークで作成した肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも1つ存在する場合）を受理したPCT出願について、ポルトガルの国内段階での早期審査を利用することができます。

INPIとJPOの間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.meti.go.jp/english/press/2012/0411_03.html

これら新しい試行プログラムを含む更新されたPCTウェブサイト内のPCT-PPH試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT統計 2011

PCT 年次報告 (2012 年版)

PCT 年次報告 (2012 年版) では、2011 年の PCT の活動及び進展が要約され、PCT 出願に関する包括的な統計 (上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む) 及び 2011 年の国際特許制度の実績に関する統計が 2010 年の国内段階移行に関する統計とともに含まれています。2011 年版には、PCT 出願 200 万件のマイルストーン到達に関する特別のテーマを設けて、1978 年の PCT の運用開始以来、どのように PCT が成長し変化してきたかを検証しています。

英語 PDF フォーマット版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

EPO及びWIPO間の協力強化に関する合意への署名

世界経済のイノベーションをより良く支援のための国際特許システムの更なる発展を目的として、EPO 及び WIPO は包括的な 3 年間の技術協カスキームに合意しました。

EPO のパティステリ長官と WIPO のガリ事務局長との間で 2012 年 5 月 3 日にミュンヘンで署名が行われたものであり、両機関によるこのような合意は初めてです。特に、出願人の利用増加を視野に入れた PCT の手続の枠組の改善を目的としています。さらに、この協力は、特許分類とサーチを含む特許付与手続の質及び効率、及び、特許情報へのアクセス改善にも焦点をあてています。

この合意では、PCT 関連の利益のある分野における協力活動の年間計画が確立される予定です。成果としては、PCT 出願の完全な電子的交換や特許情報製品のデジタル交換の拡大があげられます。

この出来事 (PR/2012/709) に関する EPO と WIPO の共同リリースは、以下のサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2012/article_0008.html

PCT e-Services : Eメールアドレスの変更

PCT e-Service ヘルプデスクは、Eメールアドレスを pctsafe.help@wipo.int から、epct@wipo.int へと変更しました。

これは、カスタマーサポートが、PCT-SAFE 及び e-filing に加え、PCT e-Services、特に、ePCT、DAS 及び、オンラインドキュメントアップロードについても提供されるためであるという事実を反映させたものであります。PCT e-Services ヘルプデスクからのカスタマーサポートメッセージを引き続き確実に受け取ることができるように、迷惑メールフィルターにかからないよう、epct@wipo.int をホワイトリストに登録しておくことをお勧めします。旧メールアドレスに送信された Eメールはしばらくの間は自動的に新メールアドレスに転送されます。

PCT最新情報

- FI : フィンランド (手数料)
- GB : イギリス (出願窓口の住所)
- HU : ハンガリー (手数料表 (誤植))
- IL : イスラエル (管轄国際調査及び予備審査機関、ISA 及び IPEA としての官庁に関する

情報)

IT : イタリア (Eメールアドレス)

KR : 大韓民国 (手数料)

[調査手数料及び国際調査に関する手数料 \(イスラエル特許庁、日本国特許庁\)](#)

[予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料 \(イスラエル特許庁、スウェーデン特許登録庁\)](#)

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 \(www.wipo.int/pct/en\)](http://www.wipo.int/pct/en)

品質レポート

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.29 及び 21.30 に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、次の機関との間の取決めの最新版が英語及び仏語で掲載されました。かっこ書きは更新された取り決めの発効日です。

IL イスラエル特許庁 (2012 年 6 月 1 日)

JP 日本国特許庁 (2012 年 5 月 1 日)

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の仏語版が 2012 年 4 月 17 日に更新されました。

http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページについて、2012 年 1 月から 4 月、及び 5 月上旬の講演の録音で更新しました。この録音は、PCT-SAFE の更新情報に加えて、中国語、英語、日本語、韓国語、スペイン語による PCT の最近の進展に関するものを含んでおり、以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(同ページには韓国語の録音も含まれています)

<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

アラビア語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、ロシア語の講演の録音は、5 月下旬に実施します。

PCT-ROADデモシステムの提供開始

PCT 受理官庁用特許出願管理システム (PCT-ROAD) では、PCT 受理官庁が完全に電子出願を物理媒体に格納することができ、出願形式が完全電子出願、PCT-EASY モード出願、紙出願のいずれでも、国際出願の手続を電子的に行うことができます (更なる情報は *PCT Newsletter* 2011 年 6 月号参照)。2012 年 4 月 13 日付けで、新たな PCT-ROAD デモシステムが次のサイトに配置されました。

https://pctroad-demo.wipo.int/PCT_ROAD

WIPO により運用されているウェブベースのサービスであるこのデモシステムにより、受理官庁は PCT-ROAD ソフトウェアをインストールし、維持することなく、同システムの利益を容易に得ることができます。受理官庁は PCT-ROAD システムの配置以前に、このデモシステムを利用して PCT-ROAD ソフトウェアの実用性・適合性に関する調査を行うことができます。

利用要件を含むデモシステムに関する更なる詳細は及び PCT-ROAD に関する一般情報は以下のサイトでそれぞれご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/pctroad/pctroad-demo.html>

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/pctroad/>

PATENTSCOPE検索サービス

PATENTSCOPE 検索サービスは、LUCENE サーチエンジンの最新バージョンに移行しました。その結果、クエリ、特に複雑な検索式、に対するレスポンス時間が短縮され、新規及び高度なオペレータの利用が可能になりました。詳細は、以下のサイトからご覧下さい。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2012/news_0004.html

注解パリ条約

ボーデンハウゼン (WIPO の前身である知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI) の元事務局長) 著「注解パリ条約」の英語版が PDF 形式で以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/freepublications/en/intproperty/611/wipo_pub_611.pdf

実務アドバイス

ある国の広域指定のための出願人と同一の者によるその国の指定の表示のための要件

Q: 国際出願の代理人が担当する出願についてデンマークの国のみの指定についての特定の出願人の表示を行うことを希望しています。PCT-SAFE を用いた国際出願の完全電子出願を準備しているところですが、PCT-SAFE 版の願書 (PCT/RO/101) への記入において、各出願人の指定国の選択の際、PCT-SAFE ソフトウェアでは、デンマーク国内特許のための指定のみについての出願人を入力することができず、欧州特許のためのデンマークの指定が自動的に行われてしまいます。後者 (EP) の指定を行わない方法もないように思われます。デンマークの国内特許のための出願人と、欧州特許のためのデンマークの指定についての出願人と異なる者を表示することが可能でしょうか。それが不可能な場合、欧州特許の異なる部分について異なる出願人を表示する、例えば、ある出願人はデンマークを除くすべての EP 締約国についての出願人とし、他の出願人を欧州特許のデンマーク部分についての出願人とすることは可能でしょうか。

A: PCT-SAFE ソフトウェアは、ある特定の国の指定のための出願人である者は、当該国の広域指定についての出願人となるよう、該当欄に自動的に入力されるプログラムになっています。なぜなら、実施細則第 203 号(b)に従い、ある特定の国が国内特許及び広域特許の両方に指定されている場合には、同一の出願人を両方の指定について表示しなければならないためです。ソフトウェアによる自動的な選択により、後日必要となる願書への補充という状況を回避しています。紙形式の願書が提出され、出願人がある特定の国内特許の指定について表示されているが、欧州特許のための指定について表示されていない場合が該当します。

しかしながら、EP の指定の残りの国に関する限り、広域特許のために指定された異なる国のために異なる出願人を表示することができます（実施細則第 203 号(a)参照）。よって、デンマーク及び EP の指定についての出願人とデンマークを除くすべての EP 締約国についての別の出願人を表示させることができます。しかしながら、また、ある特定の指定について複数の者を出願人とすることができることから、他の出願人もまた（デンマークを含む）すべての EP 締約国についての出願人として表示させることができます。したがって、他の出願人がデンマークの広域指定についての共同出願人となることを希望していない場合、その状況を明確にすべきです。

特定の指定国についての出願人が複数の者であり、規定の欄がその状況にそぐわない場合についての願書の記入方法に関する情報は、下記をご参照下さい:

(1) PCT-SAFE 出願

「出願人又は出願人／発明者に関する詳細」のタイトル名の画面で「この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：「特定の指定国のみ」」を選択した後、その出願人が出願人である指定国を「指定国の閲覧／修正」の画面で選択します。

(2) 紙出願

関連する出願人の欄（第 II 欄又は第 III 欄のいずれか）において、「追記欄に記載した指定国」と表示されたボックスをチェックし、追記欄の part 1 (ii)の横に、当該者が出願人である一又は複数の指定国の表示を行うとともに、出願人の名称を繰り返し記入します。例えば、次の通りです。

SMITH, John, applicant for Denmark (national patent and European patent)
ジョン・スミス、デンマークについての出願人（国内特許及び欧州特許）

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2012年6月号 | No. 6/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

パナマ（国コード：PA）

パナマが2012年6月7日に加入書を寄託し146番目のPCT締約国となりました。パナマは、2012年9月7日からPCTに拘束されます。その結果、2012年9月7日以降に出願された国際出願は自動的にパナマの指定を含むこととなります。

また、パナマはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2012年9月7日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にパナマの選択を含むこととなります。さらに、パナマの国民及び居住者は2012年9月7日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

7月及び8月の合併号

今回はPCT Newsletterの合併号となり、8月に発行する予定です。7月中に、PCTユーザが知っておくべき重要なPCTニュースが発生した場合には、PCT電子メール更新サービスによって、その情報をお知らせします。PCT電子メール更新サービスは、PCT Newsletterの各号が掲載されたことをPCTユーザに通知したり、その他の臨時のお知らせを行うのに使用されています。このサービスの提供を受けていない方は、無料でお申込みできます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

更に、PCTセミナーカレンダー及びPCT手数料表に変更があった場合、次のアドレスにおいてそれぞれ7月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT規則改正（2012年7月1日施行）

2011年9月26日から10月5日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会において、2012年7月1日施行のPCT規則改正が採択されています。以下の点について規則改正がなされています。

(i) 国際事務局に対する電子図書館からの優先権書類の取得の請求に関する期限の延長（改正された規則において、出願人が国際事務局に対し優先権書類の電子図書館からの取得を請求し、かつ、国際事務局が優先権書類を国際出願の国際公開の日前に電子図書館から入手可能とするために必要なすべてのステップを行った場合に限り、提出期限は満たされます）、及び、受理官庁が電子図書館から優先権書類を取得することを請求する（利用されていない）オプションの削除（PCT規則17.1(b)の2)の改正）

(ii) PCT規則20.7(b)の規定が、PCT第11条(2)に基づく補充、PCT規則20.6(a)に基づく引用により含めることを確認する書面のいずれも定められた期間内に受理していない場合のみ

に適用されることの明確化（PCT 規則 20.7(b)の改正）

(iii) 国際調査の実施に利用される PCT 最小限資料への中華人民共和国の特許文献の追加（PCT 規則 34 の改正）

(iv) 不可抗力の場合の特定の期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容に関する一般既定の導入（PCT 規則 82.2 の削除及び新 PCT 規則 82 の 4 の追加）

改正されたテキストは 2012 年 3 月 15 日付け公示（PCT 公報）において英語及びフランス語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

また、2012 年 7 月 1 日施行の PCT 規則の全文の中国語、英語、仏語、ポルトガル語、スペイン語版は以下の URL からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

他の言語についてもまもなくご覧いただけます。2012 年 7 月 1 日施行の PCT 規則の改正に関するパワーポイント資料の中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語版は以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/2012changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/2012changes.ppt>

特許協力条約及び規則（紙版）

2012 年 7 月 1 日施行の英語、仏語版の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12

Eメール：publications.mail@wipo.int

電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名： 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

PCT作業部会

PCT 作業部会の第 5 回会合が 2012 年 5 月 29 日から 6 月 1 日までジュネーブにて開催されました。

本作業部会は、2012 年 10 月に開催される PCT 同盟総会において、PCT 規則の改正提案の採択のため、1 の規則改正提案を送付することに合意しました。これは 2012 年 9 月 16 日に発効するアメリカ発明法により必要となる（PCT 規則の）改正で、米国指定の目的で出願人として全ての発明者を示す必要がなくなります。しかし、米国国内段階の手続のために発明者の宣誓書又は宣言書を提出する必要性はそのままです。PCT 規則 4.17(iv)に基づく申立ては国際段階で提出することが可能ですし、あとで宣誓書又は宣言書を指定（又は選択）官庁としての米国特許商標庁に直接提出することも可能です。この改正は、特にある状況において署名を集める必要性の観点から、出願人の負荷を著しく軽減します。この改正に関するさらなる詳細は今後の PCT Newsletter で紹介する予定です。PCT 規則 4.15、51 の 2、51 の 2.2、53 の 8 及び 90 の 2.5 についての提案されている規則改正は、もはや効果のない様々な関連規定を削除するもの、及び、発明者の宣誓書又は宣言書に関連する規定を簡素化するものです。改正案は文書 PCT/WG/5/19 に記載されています（文書 PCT/WG/5/19 Corr.に記載の英語版の修正を含む）。発効日をいつにすると提案されるかまだ未定です。

本作業部会では、PCT の機能を向上するための、他の多くの特定或いは一般的な提案を検討し、それぞれの関係者に対し、問題点をさらに検討し、将来の会合でさらに議論できるように修正又は洗練された提案を提示するよう要求しました。議題には次のものが含まれています：

- 国際調査機関の書面による見解の国際公開日以降の利用（文書 PCT/WG/5/10 及び 10 Add.）：本提案は英国による提案で、国際調査機関の書面による見解を（国際予備審査が請求されていない場合）優先日から 30 ヶ月に特許性に関する国際予備報告（第 I 章）としてのみ公開するよりむしろ、国際公開日から一般に利用可能とする提案
- 追加サーチ及び早期手続（文書 PCT/WG/5/11 及び 11 Add.）：国際予備審査の一部としての追加サーチを含む特別な提案、及び、手数料支払により国際出願の早期手続を許容する一般的な提案
- 国際出願におけるカラー図面（文書 PCT/WG/5/15）：電子出願された国際出願の一部としてカラー図面の提出を許容し、及び、そのような国際出願についてのカラーでの全ての国際段階での手続（国際公開、補正、訂正を含む）を遂行するという提案
- PCT 20/20（文書 PCT/WG/5/18）：本提案は英国及び米国による PCT システムの機能向上のための広範にわたる一般的提案で、規則改正なしに実施可能な提案、規則改正の必要な提案、国内法及び／又は運用の改正・変更が必要な提案を含む
- PCT サービス及び成果の更なる向上のための提案（文書 PCT/WG/5/20）：本提案は欧州特許庁による類似の範囲を対象とする一般的提案
- PCT 最小限資料—特許文献の定義の範囲（文書 PCT/WG/5/16）：より広範囲の PCT 締約国からの特許文献の利用及びサーチの可能性をより拡大することを促進するため、PCT 規則 34 の将来的な改正提案を意図する国際事務局による指摘であり、国際調査機関のタスクフォースが特別の提案を行う前に技術的問題について取り扱うという提案

本作業部会では、優先権の回復に関する国際事務局の実務の詳細な説明（文書 PCT/WG/5/13）について留意し、全ての受理官庁及び指定官庁によるこの分野での優先権の回復に関する基準の解釈に関する情報及びその一貫性の改善を追及するための作業計画を承認しました。

本作業部会では、補充国際調査サービスの限られた利用についての報告（文書 PCT/WG/5/8）を留意し、この制度を維持するか放棄するか決定の前にさらに3年間のレビューを継続すること PCT 同盟総会に勧告することに合意しました。この間、国際事務局、国際機関、国内官庁及びユーザグループは、PCT 制度のユーザに対して、同サービスの認識の向上及び普及のためよりいっそうの努力を払い、また国際機関は補充調査のサービス内容及び手数料を見直すことになりました。

第三者情報提供制度について、関連する実施細則に関するコンサルテーションがまだ終了していませんが、2012年7月2日から利用開始されることになりました（文書 PCT/WG/5/7）。

協働サーチ及び審査の第2試行プロジェクトの進捗（文書 PCT/WG/5/9）、ePCT システム（文書 PCT/WG/5/12）、XML フォーマットでの新しい配列リスト標準の導入に向けた作業（文書 PCT/WG/5/14 及び 14 Add.）及びサーチレポートを含む特許文献の引用の表示に関する WIPO 標準 ST.14 の見直しのためのタスクフォースの設立（文書 PCT/WG/5/17）に関する報告が行われました。

さらに本作業部会では、以下に関する多くの報告及び研究について留意しました：

- 第 19 回国際機関会合（PCT/MIA/5/2—PCT Newsletter 2012 年 3 月号参照）
- PCT の機能を向上するための勧告の実施（「PCT ロードマップ」）（文書 PCT/WG/5/3）
- 世界的な特許出願の急増（文書 PCT/WG/5/4—第 4 回作業部会で文書 PCT/WG/4/4 において実施された調査の補充）
- PCT 第 51 条に基づく途上国に対する技術援助の調整及び技術援助プロジェクトの資金調達（文書 PCT/WG/5/5）
- 途上国に対する技術協力実施に関する PCT の狙い：技術情報の普及、及び技術へのアクセスの促進：公開の十分性（文書 PCT/WG/5/6）

また将来の作業部会において、途上国との PCT 技術協力プロジェクトに関する報告を受理すべき旨合意されました。

議長による要約は、WIPO ウェブサイト上の作業文書と同じページからまもなくご覧いただけます。会合の報告案も同様に同じページからまもなくご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/5

世界貿易機関

モンテネグロ及びサモアの加盟

2012年4月29日に、モンテネグロが WTO に加盟しました。モンテネグロはすでに PCT 及びパリ条約の締約国です。また、2012年5月10日にサモア（国コード：WS）が WTO に加盟しました。サモアは PCT、パリ条約のいずれの締約国でもありません。その結果、WTO のメンバーは 155 となりました。この加盟に従い、PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願

された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT(UK)早期審査：要件の緩和

2010年5月28日より、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている国際出願について、イギリス国内段階で早期審査の請求を行うことができるようになった旨 PCT Newsletter 2010年6月でアナウンスしていましたが、このサービスを受けるためには、国内段階に移行した出願のすべての請求項について、国際段階で審査が行われ、新規性、進歩性、産業上の利用可能性の要件を満たしているとの見解が示されていることが必要でした。

イギリス知的所有権庁（特許庁の運営名称）は、2012年6月8日からこの早期審査の要件を緩和し、国内段階に移行した出願の請求項が、IPRP 又は WO-ISA において肯定的な見解が示された1以上の請求項に十分対応している場合、早期審査を利用することが可能になりました。

早期審査の請求の要件及び請求手続に関する詳細を含むさらなる情報は、以下の URL でご覧いただけます。

<http://www.ipo.gov.uk/p-pn-fasttrack1.htm>

PCT-特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム

日本国特許庁（JPO）と韓国知的所有権庁（KIPO）

JPO と KIPO の2庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが2012年7月1日付けで開始されます。PCT のフレームワークで一方の国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の参加庁によって作成される国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を得た PCT 出願について、他庁の国内段階での早期審査を利用することが可能になります。

JPO と KIPO の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.meti.go.jp/english/press/2012/0605_06.html#

この新しい試行プログラムを含む更新された PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCTオンラインドキュメントアップロードサービスのePCT内への構築

2012年7月2日付けで、PCT サービスセンターが利用できなくなり、同日以降、国際事務局又は受理官庁としての国際事務局に対する書類（の提出のため）のオンラインアップロードは、ePCT 内に構築されたドキュメントアップロード機能を用いて行わなければなりません。ePCT 内のドキュメントアップロード機能を用いることにより、アップロードされた書類の即時閲覧、手続の追跡を行うことができます。さらに、アップロード手続の一部でタイプされたテキストストリング署名を用いて、ePCT システムによりカバーシートが自動作成されるため、従来署名要件を満たす必要があったカバーレターを（別途）作成してアップロードする必要がなくなりました。

ePCTでのドキュメントアップロード機能にうまく移行できるよう、ePCT ユーザアカウントを作成することをお勧めします。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

同サイトにおいて、ドキュメントアップロードのための ePCT 一般向けサービス (public service) の利用への移行を円滑に行えるよう、段階を追って簡単に説明した文書であるステップバイステップガイド (「ドキュメントアップロードの ePCT への移行」) を作成し、同ガイドへのリンクを設けています。また、ePCT 出願人向けサービス (private service) の全ての追加機能に関する情報を含む「ePCT ユーザガイド」へのリンクも設けられています。

オンラインドキュメントアップロード機能は、電子証明書によるユーザアカウントの追加認証なしに、ePCT の一般向けサービス (**Public** service) から利用できます。しかし、ePCT の出願人向けサービス (**private** service) で利用できる追加のサービスを受けるために、電子証明書で認証されたユーザアカウントの作成をお勧めします。移行に関してご不明な点がございましたら、ウェブページ上部にある“Contact Us”のリンク経由、あるいは、Eメールで ePCT@wipo.int 宛に直接、PCT e-Service Help Desk にお問い合わせ下さい。

(訳者追記：7月2日より ePCT 一般向けサービスにおいて第三者情報提供システムが利用可能になります)

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE Client ソフトウェアの 2012 年 7 月フルリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2012 年 7 月 1 日付け) が 7 月にリリースされます。2012 年 7 月 1 日施行を考慮した願書 (2012 年 7 月版) の変更 (DAS アクセスコードの入力が可能) が取り込まれています。また受理官庁としてのイスラエル特許庁へのオンライン電子出願が可能になります。必要に応じて PCT 手数料の更新及び他の PCT アップデートについても取り込まれています。

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

オンライン出願

イスラエル特許庁によるウェブサイト経由の PCT 出願のオンライン完全電子出願の受理開始

受理官庁としてのイスラエル特許庁 (RO/IL) は 2012 年 7 月 1 日付で、ウェブサイト経由の PCT 出願のオンライン完全電子出願の受理を開始する旨国際事務局に通知しました。

ePCTに関する情報

ePCT に関するビデオプレゼンテーション

Carl Oppedahl 氏 (Oppedahl 特許法律事務所) による PCT ユーザの ePCT 利用開始を促進するビデオ (プレゼンテーション) を YouTube に掲載しました。このプレゼンテーションは約 20 分で、電子証明書の取得及び WIPO ユーザアカウントの作成方法に関する説明が含まれています。

<http://www.youtube.com/watch?v=ojilm-dPSKY>

PCTユーザ向けのWIPO仲裁・調停サービス

WIPO は、特に PCT 制度の下及び WIPO 仲裁・調停センターを通して、幅広いグローバル IP サービスを提供しています。その目的は、発明を保護し、関連する紛争を解決するための時間と費用対効果の高い支援を発明者及び助言を提供することです。

ユーザの利益のための様々な WIPO サービス間のシナジー効果を最適化するために、PCT 及び WIPO センターは PCT ユーザが WIPO の紛争解決サービスを特別割引料金で利用できるよう調整しました。2012 年 6 月 1 日以降、WIPO センターの登録料及び WIPO 調停、仲裁、簡易仲裁、及び、専門家決定ルールに基づき開始される手続に関して適用される手数料について、一方又は双方の当事者が公開された PCT 出願の出願人又は発明者として記載されている場合、25%の減額が適用されます。PCT ユーザのための WIPO センターの料金減額スケジュールは以下のサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/amc/en/pctfees/>

WIPO 紛争解決サービスに関する詳細については、以下のサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/amc/en/>

また、推奨される WIPO 推奨契約条項及び付託合意に関する詳細については、以下のサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/amc/en/clauses/index.html>

WIPO センターの法務スタッフへのご質問は、次のアドレスにご連絡下さい。

Eメール：arbiter.mail@wipo.int

TEL：(41-22) 338 82 47

公開スケジュールの変更

2012 年 9 月 7 日の公開（公開日）

2012 年 9 月 6 日（木）が WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願及びその日に通常公開される公示（PCT 公報）が 2012 年 9 月 7 日（金）に公開されます。その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が公開日の 16 日前（通常の公開日の 15 日前より早い）である 2012 年 8 月 22 日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2012 年 8 月 21 日（火）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

2012 年 9 月 20 日の公開（公開のための技術的準備）

2012 年 9 月 6 日（木）が WIPO の閉庁日に当たる為、2012 年 9 月 20 日（木）に公開される PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2012 年 9 月 4 日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である 2012 年 9 月 5 日（水）の代わり）。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2012 年 9 月 3 日（月）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

BG：ブルガリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

CA：カナダ（管轄国際調査及び予備審査機関、代理人に関する要件）

ES : スペイン (手数料)

IT : イタリア (国際公開後の仮保護、代理人に関する要件)

調査手数料及び国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、スペイン特許商標庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、スペイン特許商標庁)

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

PCT ケーススタディ

WIPO は、世界中の発明者、創作者、企業家、研究者の知的財産に関する経験を収録したケーススタディへ1ストップでのアクセスを提供している「IP Advantage」データベースを構築していますが (PCT Newsletter 2010 年 10 月号参照)。

PCT が先進国及び途上国の両方でどのように用いられているかを紹介したケーススタディに関心のあるユーザ向けに、多くの事例を「IP Advantage」から抽出し、以下のサイトをご利用いただけるようになりました。

http://www.wipo.int/pct/en/inventions/case_studies.html

IP Advantage は以下のウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

願書様式 (中国語、ドイツ語、スペイン語)

2012 年 7 月版願書様式 (PCT/RO/101) の編集可能な PDF フォーマットが、英語及び仏語に加えて、中国語、ドイツ語、スペイン語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/zh/forms/july_2012/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/july_2012/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/july_2012/ed_request.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としてのオーストラリア特許庁との間の取決めの最新版が 2012 年 7 月 1 日に発効しました。この取決めは英語及び仏語でそれぞれ PDF 形式で公開されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_au.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_au.pdf

ドイツ語による PCT 関連資料

PCT 締約国のリスト及び PCT マップを含む PCT 関連資料のドイツ語のページが更新されました。

http://www.wipo.int/pct/de/pct_contracting_states.html

<http://www.wipo.int/pct/de/>

韓国語による PCT 関連資料

韓国語による PCT 関連資料に以下の資料が追加されました。

特許協力条約について

<http://www.wipo.int/pct/ko/treaty/about.html>

受理官庁としての国際事務局への PCT 直接出願

受理官庁としての国際事務局への出願、特に、出願方法、支払手数料、許容する通貨及び支払方法、RO/IB への出願の特徴、PCT 受理及びプロセッシングチームの連絡先が韓国語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ko/filing/filing.html>

手数料の支払い請求に関する警告ページ

WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではない、PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係のない手数料請求書のリストを以下のアドレスでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ko/warning/pct_warning.html

PCT に関する FAQs

http://www.wipo.int/pct/ko/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

PCT 規則 (中国語、ポルトガル語、スペイン語)

2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで中国語、ポルトガル語及びスペイン語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2012.pdf

PCT に関する FAQs

外国における発明の保護 : PCT に関する FAQ が 2012 年 3 月に更新されました。以下のサイトから英語に加えて仏語、韓国語、スペイン語でそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/fr/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

http://www.wipo.int/pct/ko/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新しい請求書

PCT の出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"WIPT – Registration of International Patent" 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレス

から参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

PATENTSCOPE 検索システム

機械翻訳及び IPC コード

PATENTSCOPE 検索システムの検索結果リストに、新しいボタン "Machine translation" (機械翻訳) が設けられ、このボタンから Google 翻訳を利用することができます。このボタンは検索結果の言語がインターフェースの言語と異なる場合のみ利用可能です。また、このボタンは、明細書、請求の範囲、及びフルテキストのタブでも利用可能です: Google 翻訳だけでなく、ユーザが選択可能な他の翻訳ツール (例えば、Microsoft Translator) も表示されます。

さらに、検索結果リストの IPC コードの横に ? マークが表示され、そこにマウスを動かすと、IPC コードに関連する情報 (IPC 解説) が表示されます。

PATENTSCOPE 検索システムの新しい URL

PATENTSCOPE 検索システムは、以下の新しい URL から利用できます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf>

PATENTSCOPE 検索システムは、LUCENE サーチエンジンの最新バージョンに移行しました。詳細は、以下のサイトからご覧下さい。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2012/news_0004.html

実務アドバイス

PCT-SAFE を利用した国際出願の準備の際の、エクスポート (export) / インポート (import) 機能の利用

Q: PCT-SAFE ソフトウェアを利用して国際出願の提出を最近始めた特許手続担当者で、PCT-SAFE ソフトウェアが定期的に更新され、ユーザは最新版をインストールすることを推奨されていることに気づきました。しかしながら、ソフトウェアの更新版をインストールした場合、すでに出願した国際出願に関する情報及び PCT-SAFE のアドレス帳機能に保存した

アドレス情報を失ってしまうのでしょうか。

A: PCT-SAFE ソフトウェアは通常、現在のソフトウェアを上書きして新バージョンのインストールすることにより更新されます。現存する出願及びアドレス帳データは新バージョンに移行されます。しかしながら、データ損失に対するセーフガードとして、PCT-SAFE ソフトウェア更新版をインストールする前にエクスポート／インポート機能を用いて、外部の c:\PCT-SAFE インストールフォルダにデータ保存することが常に推奨されます。このオプションにより、PCT-SAFE ファイルマネージャーのフォルダ内に含まれる出願データ及びアドレス帳内のコンタクトデータが PC 上の他の場所又はポータブルメモリーデバイスに保存することができます。

フォーム及びアドレスブックデータは PCT-SAFE ファイルマネージャーの「ファイル」のドロップダウンメニューから、「エクスポート」を選択することにより、PCT-SAFE からエクスポートすることができます。「エクスポート」から「フォーム」を選択した場合、「フォームのエクスポート」の画面が立ち上がり、対応するチェックボックスにチェックを入れます。ここでは全てのフォームをエクスポートする、あるいは、特定のフォルダ内のフォームをエクスポートすることができます。その後、「OK」をクリックし、表示された「名前を付けて保存」のダイアログボックスで保存する場所を入力します。「エクスポート」から「アドレス帳」を選択した場合、「名前を付けて保存」のダイアログボックスが表示され、CSV ファイルで内容を保存することができます。

保存したデータを更新されたソフトウェアにインポートする必要がある場合、「ファイル」のドロップダウンメニューから「インポート」コマンドを使用して、「インポート」から「フォーム」又は「アドレス帳」を選択し、先にエクスポートしたファイルを見つけます。

いつでも、メニューから「ファイル」>「エクスポート」>「フォーム」のオプションを用いて PCT-SAFE データのバックアップコピーを保存しておくことはよい習慣です。また、PCT-SAFE 内のディレクトリフォルダ内に多数の出願データを残しておくこととシステムのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがありうるという観点から、エクスポートが確実に実行されたことを確認すれば、同じオプションを利用して時々フォルダを空にして、対応するフォームを手動で削除することも可能です。

PCT-SAFE ファイルマネージャーをデモモードで開始する場合、RO/IB（及び、同様のオプションが利用可能な受理官庁を選択した場合、他の受理官庁）のデモサーバにテスト出願を送付することができます。デモモードと製品モードのデータベースは別々になっているので、一方のモードで作成されたフォーム及びアドレス帳は他方のモードではアクセス可能ではありません。2つのモードを利用する場合、エクスポート／インポート機能を利用してデータを共有することが可能です。

有用なスクリーンショットを含む PCT-SAFE ソフトウェアのエクスポート／インポート機能の利用のためのステップバイステップ説明書は以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/guides/pdf/exp_imp_en.pdf

また、この手続の要約は、PCT-SAFE User Reference Manual の 14 ページから 16 ページでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/guides/pdf/manual_fe_v1.6_november11.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年7-8月号 | No. 7-8/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

米国発明法：PCT出願人の重要な変更

2011年9月16日に、アメリカ合衆国においてレーヒー・スミス米国発明法（AIA）に基づく特許法の改正が成立しました。AIAではその他の多くの変更とともに、米国国内出願の出願人の資格を有する者について変更しました。この改正は、米国指定のためのみの出願人として名前を記載する発明者の要件を削除することにより、すべてのPCT締約国のPCT出願人にとってメリットがあります。

現在、PCT出願において米国指定のために発明者が出願人としてその名前を記載されなければなりません。その結果、一般的に、米国を除くすべての指定国のための出願人とは異なり、すべての発明者が米国指定のための出願人として表示されます。しかし、2012年9月16日以降の出願された国際出願に対して、譲受人、発明者が発明を譲渡する義務があるその他の者、又は、さもなければ十分な独占的所有権を示した者が米国指定のための出願人になることができます。当該要件の結果、直面していた多くの困難について、この改正により解消されるでしょう。例えば、取下げの場合の出願人／発明者の署名の取得について一出願人の署名のみ要求されます。

しかし、米国が出願人が発明者以外の者である国際出願を許可したとしても、米国法は依然、発明者の宣誓書又は宣言書を提出する要件の継続を通じて、発明者が米国国内段階手続に含まれることを義務付けています。発明者である旨の申立ては現在、PCT規則4.17(iv)及び51の2.1(a)(iv)に規定されたとおり、出願の一部として提出することができます。しかし、AIAでは、発明者の宣誓書及び宣言書に関する要件が変更されており、それに応じて、現行のPCT規則4.17(iv)の申立ての文言は、2012年9月16日以降に出願された国際出願について、AIAに規定された新要件を満たさなくなります。

PCT Newsletter 2012年6月号第3ページに掲載されたとおり、第5回PCT作業部会は、AIAの結果の変更に関連するPCT規則の一連の技術的改正、特に、PCT規則4.15、51の2.1、51の2.2、53.8及び90の2.5の改正を2012年10月に開催される次回PCT同盟総会における採択のため、PCT同盟総会に送付することになりました。改正案の詳細は文書PCT/A/43/4をご参照下さい。

http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=209422

PCT規則改正に加えて、関係者に対し現在、修正が必要な以下のPCT関連情報について協議を実施しています。

- PCT実施細則第214号（米国の発明者である旨の申立ての文言を含む）
- 特定のPCT様式

修正に関する詳細は、協議終了後、修正版が公表されたのち、お知らせする予定です。

2012年9月16日以降に出願する出願人に対する重要な情報

現在、PCT規則改正は2013年1月に発効すると予想していますが、にもかかわらず、2012

年 9 月 16 日以降に出願する国際出願について、出願人としての発明者の表示が中止される可能性がある点、出願人は注意が必要です。AIA の 9 月 16 日の発効に伴う願書様式 (PCT/RO/101) の修正が予想されますが、技術的理由により、PCT-SAFE ソフトウェア (他の PCT 電子出願ソフトも同様) の更新が少し遅れる予定ですが、PCT-SAFE については遅くとも 2013 年 1 月までに更新される予定です。しかし、出願人は、2012 年 9 月 16 日の発効で、PCT-SAFE 願書の一部として、「米国を除く全ての指定国の出願人」又は「米国のみの出願人」のために出願人として表示させことを選択せず、「全ての指定国の出願人」として出願人を表示し、これに関する警告メッセージを無視することが可能です。

もし、2012 年 9 月 16 日以降に出願した国際出願において、米国指定のための出願人として発明者を表示した場合 (例えば、古い願書様式又は PCT-SAFE ソフトウェア更新前に完成させた願書様式を利用した場合)、PCT 規則 4.5(d)に基づき、異なる指定国のために異なる出願人を表示するために、これは以前可能なものとして欠陥とみなされません。にもかかわらず、国際事務局は出願人に対して、受理官庁がすでに通知していない場合、米国指定のための出願人として発明者を表示する必要があるもはやなく、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請により発明者及び主出願人のステータスを変更することが可能である旨通知します (例えば、「出願人及び発明者」から「発明者のみ」へ表示の変更、「米国を除く全ての指定国」に代えて「全ての指定国」のための出願人としての主出願人の表示)。

新規則に基づき発効するその他の変更を含む AIA に関する詳細は、USPTO のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.uspto.gov/aia_implementation/index.jsp

新たな第三者情報提供制度

2012 年 7 月 2 日付けで、出願人、国際機関及び指定官庁の注意のために PCT 手続の国際段階中に第三者が関連先行技術を提供することができる新システムが導入されました。詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

ePCT最新情報

ePCT の新バージョン (version 2.5) が開発され、以下のサイトからご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

この最新版には以下の新機能が含まれます。

(1) 出願人及び第三者のための新機能

(a) ePCT public service (一般公衆に利用可能)

— 第三者による、公開された国際出願に関する新規性及び進歩性についての見解及び当該見解を立証する文献の写しの提出が可能。PATENTSCOPE において、公開された国際出願の PCT 書誌情報タブに ePCT へのリンクが設けられており、第三者は優先日から 28 ヶ月の期間満了前までに見解を提出することが可能。見解の提出には WIPO ユーザアカウントが要求される。詳細は実務アドバイスを参照。

(b) ePCT private service

— 特定の国際出願へのアクセス権を有するユーザ (出願人又は代表者) による、最も関連性のある先行技術及び引用された先行技術についての見解、関連文献の写しの提出が可能。この機能は第三者情報に非常に似た機能ですが、国際公開前及び優先日から 30 ヶ月まで利用可能。

- 第三者情報提供に対する出願人の見解をアップロードするためのアップロードドキュメント機能に新文書種別を追加
- ユーザの役割の追加タイプとして「eViewer」の追加；国際出願への「eViewer」アクセス権を有するユーザは一件書類の文書及びデータのみ閲覧可能だが、各種更新は不可能
- Workbench における検索及びフィルタリングの改善

(2) 受理官庁及び国際機関のための新機能

受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての官庁のために特別の ePCT が最初のバージョンが試行版として利用可能になりました。試行プロジェクトに参加している官庁のユーザは 2009 年 1 月以降に出願された国際出願について国際事務局に保存された一式書類の文書及び書誌データに安全にアクセスすることが可能です。

受理官庁及び国際機関が現在利用可能な主な機能は以下のとおり

- WIPO アカウントポータル経由の ID 管理のための資格に基づく安全な官庁ユーザアクセス権の設定
- ePCT を利用する出願人と同じフォーマットでの国際出願の検索及び閲覧（電話対応における情報の不適合・誤理解のリスクの軽減）
- 一式書類への文書のアップロード及び即時閲覧
- 文書の個別又は選択された一式のダウンロード（認証謄本を含む）
- 国際事務局が利用可能な最新の情報に基づくイベント及び期限のタイムラインの閲覧

ePCT内のオンラインドキュメントアップロードに関する重要なお知らせ

2012 年 7 月 2 日付けで、PCT サービスセンターが利用できなくなり、ePCT 内のドキュメントアップロード機能に引き継がれました。旧サービスに比べ、以下のものを含む多くの目メリットがあります。

- 文字認証のテキストの入力が不要
- カバーレターの即時自動作成、署名要件を満たすためだけに必要な場合の従来のカバーレターの作成及びアップロードが不要
- アップロードした文書のその後の閲覧（確認）及び手続の追跡
- 公開された国際出願について、国際出願の選択・対象の確認の支援する書誌情報詳細の提供
- 「Portfolio」によく利用する国際出願を格納することにより「bookmark」し、その後の手続に際して再度の詳細の確認を不要にすることが可能

オンラインドキュメントアップロードのための ePCT ユーザアカウントを作成していない PCT ユーザに対し、ePCT の HP からユーザアカウントを作成することをお勧めします。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

ePCT の HP において、ドキュメントアップロードのための ePCT 一般向けサービス（public service）の利用への移行を円滑に行えるよう、段階を追って簡単に説明した文書であるステップバイステップガイド（「ドキュメントアップロードの ePCT への移行」）を作成し、同ガイドへのリンクを設けています。また、ePCT 出願人向けサービス（private service）の全ての追加機能に関する情報を含む「ePCT ユーザガイド」へのリンクも設けられています。

移行に関してご不明な点がございましたら、ウェブページ上部にある「Contact Us」のリンク経由、あるいは、Eメールで ePCT@wipo.int 宛に直接、PCT e-Service Help Desk にお問い合わせ下さい。

PCT優先権書類要件を満たすためのDAS利用に関する変更

2011年7月に、出願人が優先権書類の要件を満たすことを支援するためのWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)を利用する又は利用に関心のある官庁は、同サービスがより容易に利用できるようにし、かつ、優先権書類の出願番号の転記の際の誤入力の結果、国際事務局が間違った優先権書類を取得してしまうリスクを軽減するための改善に合意しました。この新しいサービスは参加庁に徐々に導入され、国際事務局が最初に「新ルート」を提供します。

2012年7月1日以降、国際事務局が優先権書類を取得可能にするためにDAS出願人ポータルでの「アクセス管理リスト」を利用する必要がなくなります。それに代わり、出願人は先の出願を行った官庁によって付与される「アクセスコード」を願書中の関連ボックスに以下のように記録することができます。

Box No. VI PRIORITY CLAIM AND DOCUMENT				
The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:				
Filing date of earlier application (day/month/year)	Number of earlier application	Where earlier application is:		
		national application: country or Member of WTO	regional application: regional Office	international application: receiving Office
item (1) 13/08/2011	13/123456	US		
item (2) 16/09/2011	PCT/IB2011/123456			IB
item (3)				
<input type="checkbox"/> Further priority claims are indicated in the Supplemental Box.				
Furnishing the priority document(s): <input type="checkbox"/> The receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) (only if the earlier application(s) was filed with the receiving Office which, for the purposes of this international application, is the receiving Office) identified above as: <input type="checkbox"/> all items <input type="checkbox"/> item (1) <input type="checkbox"/> item (2) <input type="checkbox"/> item (3) <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box <input checked="" type="checkbox"/> The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above, using, where applicable, the access code(s) indicated below (if the earlier application(s) is available to it from a digital library): <input checked="" type="checkbox"/> item (1) access code <u>1234</u> <input checked="" type="checkbox"/> item (2) access code <u>9876</u> <input type="checkbox"/> item (3) access code _____ <input type="checkbox"/> other, see Supplemental Box				

PCT-SAFE においても同様の項目が存在し（以下のスクリーンショット及び PCT-SAFE 願書様式の対応するプリントアウトを参照）、やがて他の電子出願システムにも導入されるでしょう。完全電子出願の場合、この機能の利用可能性は、受理官庁の選択によりまず当該様式のこの部分は国際事務局に向けたものでありますが、サーバーが更新され新データ領域を認識することが可能になった受理官庁に対してのみ利用することが可能です。

VI-1	Priority claim of earlier national application	
VI-1-1	Filing date	13 August 2011 (13.08.2011)
VI-1-2	Number	13/123,456
VI-1-3	Country	US
VI-2	Priority claim of earlier international application	
VI-2-1	Filing date	16 September 2011 (16.09.2011)
VI-2-2	Number	PCT/IB2011/123456
VI-2-3	PCT receiving Office	IB
VI-3	Priority document request	
	The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above as item(s), using, where applicable, the access code(s) indicated:	VI-1 Access code: 1234 VI-2 Access code: 9876

日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁（USPTO）に先の出願を行っているものについて、優先権書類の利用性の確認のための DAS ポータルの利用が必要でなくなります。この手続は、アクセスコードがこの方法で提供された際、国際事務局がこれら 3 官庁との技術的調整を通して自動的に行われます。しかし、USPTO において、官庁が DAS で書類を利用可能にすることを承認するために、依然 DAS 請求を行う前に様式 SB/39 又は同等の書類の提出を行う必要があります。

先の出願を DAS で利用可能にするために、先の出願を行った官庁において行う必要がある内容は官庁間でさまざまです。詳細は DAS ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

当分の間、厳密には願書様式上でアクセスコードを表示する必要はありません。移行期間の間、DAS に参加している他の官庁が新ルートを利用可能にすべくシステムを更新している間、代わりに DAS 出願人ポータルに行き、アクセス管理リストにおいて先の出願にアクセスを許可する官庁の一つとして「IB」をセットすることを可能にします。アクセス管理リストの利用がまだ新ルートの利用を開始していない官庁に対しての優先権書類へのアクセスを可能

にする唯一の手段です。しかし、取るべき手続を減らし、かつ、アクセスコードがIBが正しい書類をダウンロードすることを確実にするためのチェック番号として機能するので、できる限りすみやかに新システムの利用を強く推奨します。

また、2012年7月1日付けで、PCT規則17.1(bの2)の改正が発効し、DASから優先権書類取得の請求のための優先日から16ヶ月の厳しい期限が削除されます。これにより、紙による優先権書類の提出に適用される期限と同じ期限がDASを通した優先権書類の提供に適用されます。この期限は、国際出願が公開される前に**有効な**請求がなされている限り満たされたものとみなされます。したがって、IBがDASから優先権書類を取得するよう願書様式に表示する前にDASで優先権書類が利用可能にするためのすべてのステップを完了させるためのより多くの時間が得られます。有効な請求のためには、

- (i) 先の出願を行った官庁で、先の出願の写しがDASに送付されるよう必要なステップを取らなければならない（詳細は上記リンクからご覧いただけます）
- (ii) 正しいアクセスコードを直接IBに提供するか、又は、DAS出願ポータルに行き、アクセス管理リストにおいて関連文献へのアクセスを許可する官庁として「IB」を含める手続を行わなければならない

国際公開前にこれらのステップが行われる限り、IBによってDASからの優先権書類の実際のダウンロードが国際公開後に行われた場合であっても、当該期限は満たされたものとみなされます。

ブダペスト条約

パナマの加盟

パナマは、2012年6月7日にPCTの加入書を寄託し、2012年9月7日からPCTに拘束されます。また、パナマが2012年6月7日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は77になります。ブダペスト条約はパナマにおいて2012年9月7日に発効します。

http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)

連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT) 及び中華人民共和国国家知識産権局

連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT) 及び中華人民共和国国家知識産権局の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年7月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。

両庁間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zn/201206/t20120629_716958.html

（HPは中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています）

http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/zxdt/201206/t20120629_716957.html

（中国語）

イスラエル特許庁及び米国特許商標庁

イスラエル特許庁及び米国特許商標庁の2庁間において、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2012年7月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT 出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。

両庁間のPCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

<http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamHaptentim/Patents/PPH>

http://www.uspto.gov/patents/law/notices/pct-pph_il.pdf

これら新しい試行プログラムを含む更新されたPCT ウェブサイト内のPCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

公開スケジュールの変更

2012年10月26日の公開（公開日）

2012年10月25日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT 出願及びその日に通常公開される公示（PCT 公報）が2012年10月26日（金）に公開されます。その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が公開日の16日前（通常の公開日の15日前より早い）である2012年10月10日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2012年10月9日（火）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

2012年11月8日の公開（公開のための技術的準備）

2012年10月25日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、2012年11月8日（木）に公開されるPCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2012年10月23日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2012年10月24日（水）の代わり）。したがって、国際公開に反映させたい変更は2012年10月22日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

国立工業所有権機関（ブラジル）：2012年6月20日から22日の休業

国立工業所有権機関（ブラジル）は、2012年6月20日から22日に、公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、PCT 規則 80.5 に基づき国際事務局に通告しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書又は手数料が同機関に到達すべき期間の満了日が上記期間にあたる場合、その期間は延長され、次の就業日である2012年6月25日（月）に満了します。

PCT最新情報

AU：オーストラリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

CA：カナダ（手数料）

CL：チリ（所在地及び郵便のあて名の変更）

DE：ドイツ（代理人に関する要件、手数料）

ES : スペイン (手数料)
FI : フィンランド (通信手段、国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、要求する写しの部数、特別の要件)
GB : イギリス (手数料)
JP : 日本 (手数料)
KR : 大韓民国 (手数料)
LV : ラトビア (手数料)
RO : ルーマニア (所在地、郵便のあて名、電話番号、E メールアドレスの変更、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料)
SG : シンガポール (手数料)
SY : シリア・アラブ共和国 (手数料)

[調査手数料及び国際調査に関する手数料 \(オーストリア特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 \(ROSPATENT\)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局、米国特許商標庁\)](#)

[予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料 \(スペイン特許商標庁\)](#)

[取扱手数料 \(カナダ知的所有権庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 \(ブラジル\)\)](#)

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 \(\[www.wipo.int/pct/en\]\(http://www.wipo.int/pct/en\)\)](#)

[PCT 実施細則、並びに、PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン](#)

2012年7月4日付けの *PCT Newsletter* Eメールでアナウンスしたとおり、2012年7月2日付けで導入された新たな第三者情報提供制度のため、PCT 実施細則の新第8部、並びに、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインへの補遺が以下のサイトでそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_14.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe_2add.pdf

新第三者情報提供制度の詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

[願書様式 \(韓国語、ロシア語\)](#)

2012年7月版願書様式 (PCT/RO/101) の編集可能なPDFフォーマットが、中国語、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語に加えて、韓国語及びロシア語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed_request.pdf

[PCT 規則 \(イタリア語\)](#)

2012年7月1日発効のPCT規則の全条文がPDFフォーマットで、アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語及びスペイン語に加えて、イタリア語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf

[PCT ディスタンスラーニングコース](#)

PCT ディスタンスラーニングコースが最近全言語で更新されました。同コースの登録に関する

る情報を含む詳細は以下のサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/distance_learning/index.html

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのスペイン特許商標庁との間の取決めの最新版が 2012 年 7 月 1 日に発効しました。この取決めは英語及び仏語でそれぞれ PDF 形式で公開されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf

セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の日本語版が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/index.html

特許協力条約及び規則（複数言語、紙版）

2012 年 7 月 1 日施行のアラビア語、中国語、ロシア語及びスペイン語版の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が英語、仏語版に加えて出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12
 電子メール：publications.mail@wipo.int
 電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>
 あて名： 34, chemin des Colombettes
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
 Switzerland

PATENTSCOPE検索サービス

PATENTSCOPE 経由での第三者情報提供

出願人、国際機関及び指定官庁の注意のために PCT 手続の国際段階中に第三者が関連先行技術を提供することができる新たな第三者情報提供制度が 2012 年 7 月 2 日付けで導入され、その目的のために、PATENTSCOPE において PCT 書誌情報タブに「Submit observation」リンクが設けられました。詳細は実務アドバイスをご参照下さい。

実務アドバイス

第三者情報提供の方法

Q: 企業出願人に代わって PCT 出願をよく行っており、専門としている企業の生産ラインに関連する、競合他社による特許出願に後れをとらないようにしている。最近、競合他社により出願された PCT 出願の公表された ISR に表示されていない複数の関連先行技術に気づき、特許が付与される前に出願人及び国内官庁の注意が向くようにしたいと考えています。PCT 手続に新たな第三者情報提供制度が導入されたを聞きましたが、この制度を利用して先行技

術を関係者に知らせる方法を説明してもらえませんか？出願人はそのような見解に対するコメントを行うことは可能でしょうか？

A: 2012年7月2日から、多くの国内制度において認められているものと類似の方法で、PCT 手続の国際段階中に、第三者が国際事務局に対し、国際出願で請求された発明が新規性及び／又は進歩性を有するか否かに関連すると考える先行技術を参照した見解を提出することが可能です。そのような第三者情報提供は国際出願の公開日以降、優先日から 28 ヶ月の期間満了までの間に行うことが可能であり、当分の間、新規性及び進歩性のみの見解に限定されています。この制度を利用するための手数料は不要です。

第三者として見解を行うことを希望する場合、WIPO の ePCT システムの public service を利用して提出しなければならず、ePCT public service に直接ログインするか、又は、PATENTSCOPE における公開された国際出願の書誌情報タブ上のリンク（「Submit Observation」）経由のいずれかから行います（「Submit Observation」タブは上述の優先日から 28 ヶ月の期間がまだ満了していない国際出願にのみ表示されます）。どちらにしても、WIPO ユーザアカウントを取得していない場合、ePCT public service にログインするために WIPO ユーザアカウントを取得する必要があり、ePCT public service において「Create an account」リンクをクリックします（以下参照）。

ePCT

The ePCT system offers two distinct types of online services:

- ePCT *public* services, requiring the creation of a standard WIPO user account (no access to confidential documents or data).
- ePCT *private* services, requiring additional authentication by uploading a digital certificate to a WIPO user account.

Note that this does not YET include the filing of new international applications.

ePCT private services

ePCT *private* online services enable access to international applications filed as of 1 January 2009, that are owned or managed by you.

Additional authentication is required by uploading a digital certificate to your user account.

[Create an account](#)

[Obtain/Upload a certificate](#)

Smartcard holders using Internet Explorer please click [here](#).

[Access ePCT private services](#)
(certified account holders only)

ePCT public services

ePCT *public* online services are available via the standard WIPO user account (no access to confidential documents or data).

[Create an account](#)

[Access ePCT public services](#)

ePCT public service にログインすると、「Search IA」タブを干たし、関連する国際出願番号及びその国際出願日を入力します。開いた国際出願の画面から「Submit Observation」タブを選択します。その代わりに、PATENTSCOPE での該当国際出願の画面の書誌情報タブに設けられているリンクをクリックすると、該当国際出願の「third party observation」タブに直接向かいます（まだログインしていない場合にはログイン画面経由で行われます）。このサービスの利用以外の方法で第三者によって行われた提出（例えば、紙提出又は PDF ファイルのアップロード）は通常、見解の提出とは取り扱われず、出願人、官庁又は PATENTSCOPE を通した一般公衆であろうと、国際出願の一件書類中に見ることはできません。

WIPO ユーザアカウントでログインする際、提出者自身の特定を IB に対して行う必要がありますが、見解を提出する際に、匿名で見解を行うことを表示することができます。その場合、

IBは提出者の情報を一般公衆、出願人、国際機関又は指定官庁に対しても明らかにしません。一人の者が国際出願ごとに一の見解のみ提出することができ、一度提出すると、オンラインシステム経由で撤回又は変更を行うことができません。さらに、現在は国際出願あたり10の第三者情報提供に制限されています。

先行技術文献の題名やアップロードされた写しは通常原文の言語で行われるが、見解はいかなる国際公開言語でも行うことができます（IBは翻訳を提供しないので、提出者が複数の言語で記載できる場合、出願人及び特に関心のある国の官庁に最も理解してもらえそうな言語の選択を考慮すべきであり、また文献についても希望する場合、翻訳文をアップロードすることも可能です）。国際出願の一部又は全部の請求の範囲の新規性又は進歩性に関連すると考える文献で、優先日より前に公開されたもの（特許出願の場合先の出願日又は優先日を有するもの）を10件まで引用することができます。各文献を適切に特定するための一定の書誌情報を提供しなければなりません（特許公開後方の詳細を入力するための検索機能が提供されています）。そして、最も関連のある一節を示し、どのように関連性があるのか簡単な説明を行います。好ましくは関連文献又は文献の関連部分の写しをアップロードし、出願人、国際機関及び官庁が利用可能にすべきです（しかし、著作権上の理由により、PATENTSCOPEで一般に利用することはできません）。

各見解はIBによって新規性及び／又は進歩性に関するものか否かの判断のため検査されます。承認されると、見解はその後速やかに出願人及びまだ報告を作成していない国際機関に通知するとともにPATENTSCOPE経由で一般に利用可能にします。

出願人は優先日から30ヶ月まで第三者による見解に対して（要求されていないが）応答することができ、ePCTのprivate serviceを利用して、又は、IBに書簡を送付することにより行います。出願人の応答もまた速やかに国際機関に、及び、公衆閲覧で利用可能にされます。

優先日から30ヶ月の期間の満了後速やかに、IBはいかなる第三者情報提供及び出願人によるコメントを自動的に情報の受理を希望している又は国内段階移行に関連して特に請求している指定官庁に送付します。見解を考慮するか否かの決定は個々の官庁／機関次第です。

見解を提出した者は国際段階の手続において干渉する追加の権利を有しておらず、国内段階において異議申立て及び類似の手続を通してのみ可能性があります。

第三者情報提供に関する詳細は、PCT実施細則新第8部で公表されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

また、第三者情報提供の提出方法に関する指針は第三者情報提供サービスのユーザガイドでご覧いただけます。

http://wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_observations.pdf

出願人又は代表者による最も関連性のある先行技術の提出、引用及び関連文献の写しの提出の可能性に関する情報は上記「ePCT Update」のタイトルの項目(1)(b)をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2012年9月号 | No. 9/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

米国発明法施行に伴う PCT 出願人の重要な変更

2012年9月16日に施行されるレーヒー・スミス米国発明法に基づくアメリカ合衆国特許法の改正を考慮して、2012年9月16日以降に出願される PCT 出願について、米国指定のための出願人として発明者の名前の記載が要求されなくなります。したがって、発明者は出願に署名することを要求されなくなります。しかし、米国国内法は依然米国発明者の宣誓書又は宣言書の提出を要求しています（*PCT Newsletter* 2012年7-8月号参照）。

米国発明法に起因する PCT 出願人／代理人の実務の変更の実施を支援すべく、その変更に関連するいくつかの FAQ（英語）を PCT ウェブサイトで公表しています。

<http://www.wipo.int/pct/en/faqs/aia.html>

その結果生じる特定の PCT 様式、実施細則及び受理官庁ガイドラインの修正に関する情報及びこの変更の結果として導入される予定の ePCT の将来の更新情報について、以下をご参照下さい。

願書様式、国際予備審査請求書様式及び他の様式の修正

2012年9月16日発効の PCT 願書様式（PCT/RO/101）の改訂版が公表されています。これは2012年9月16日以降に出願する国際出願のみに使用するもので、編集可能な PDF 形式でご利用いただけます。

願書様式の変更は以下のものを含んでいます。

- (1) 第 II 欄及び第 III 欄：「米国を除くすべての指定国」、「米国のみ」の指定国についての出願人を表示するためのチェックボックスがなくなっています
- (2) 第 VIII 欄(iv)の「発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）」；申立ての文言が米国発明法の要件に従って変更されています
- (3) 第 IX 欄：チェックリストから、「記名押印（署名）の欠落についての説明書」が削除されている
- (4) 願書様式の注記の対応する変更、及び WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービスに関連する注記の変更

技術的利用により、PCT-SAFE ソフトウェア（他の PCT 電子出願ソフトウェアと同様）の更新に少し時間がかかりますが、2012年10月上旬までに更新される見込みです。しかし、その間に2012年9月16日以降に出願する出願人は、「米国を除くすべての指定国」、「米国のみ」の指定国についての出願人として出願人を表示させることが可能な PCT-SAFE 願書様式の該当箇所を考慮せず、むしろ、「すべての指定国」の指定国についての出願人を表示し、これに関する警告メッセージを無視することが選択できます。

国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）及び以下の様式も改訂され、PDF 形式でご利用いただけます（PCT/RO/106 は編集可能な PDF 形式で利用可能）。

PCT/RO/106	(手続補充命令書)
PCT/RO/198 (RO/IB)	(受理官庁としての国際事務局に出願された書類の一覧)
PCT/RO/199 (RO/IB)	(受理官庁としての国際事務局に出願された書類の受領確認)
PCT/IB/313	(国際出願の不備に関する通知)
PCT/IB/336	(国際予備審査の不備に関する通知)
PCT/IPEA/404	(国際予備審査の手続補充命令書)

上記の様式は PDF 形式で英語版、仏語版が以下のページで（現在は同ページの右端から）ご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

PCT 実施細則の修正

2012 年 9 月 16 日発効の PCT 実施細則第 214 号の修正が行われ、同号には PCT 規則 4.17(iv) 及び規則 51 の 2.1(a)(iv)に基づく発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）の文言を含んでいます。2012 年 9 月 16 日以降に出願する国際出願について同申立てを行うことを希望する出願人は新標準文言を使用しなければなりません。

この修正を含む 2012 年 9 月 16 日に施行する実施細則の全文について、PDF 形式で英語、仏語版が（現在、該当ページの右端部から）ご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

PCT 受理官庁ガイドライン

2012 年 9 月 16 日以降に出願された願書様式において、「米国を除くすべての指定国」についての出願人として出願人が表示され、「米国のみ」についての出願人として発明者が表示されている場合について、受理官庁が行うアクションに関して指導されています。そのような場合、受理官庁は出願人に対し、米国指定のための出願人としての発明者の表示がもはや必要でないという事実を注意喚起するための通知（PCT/RO/132 を使用）を発行すべきです。その通知では、「米国を除くすべての指定国」について表示された出願人が、米国法に基づき出願人である資格を有する者である場合、「米国を除くすべての指定国」について願書様式上に表示された出願人を「すべての指定国」についての出願人として表示するとともに、「米国のみ」について願書様式上に表示された出願人及び発明者を発明者のみとして表示することを要請する変更の記録のための PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を、優先日から 30 ヶ月以内に国際事務局に提出可能である旨リマインドします。もし受理官庁がそのような通知を発行しない場合、国際事務局は類似の文言で様式 PCT/IB/345 を発行するでしょう。

2012 年 9 月 16 日発効の PCT 受理官庁ガイドラインの修正が行われ、米国発明法による変更が考慮されています。ガイドライン（PCT/GL/RO/11）の全文について、PDF 形式で英語、仏語版が（現在は同ページの右端から）ご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

ePCT に関する変更

米国発明法の上記規定の発効後間もなくリリースされる予定の ePCT (version2.6) では、ePCT Private Service において、出願人が出願後及び公開の技術的準備の完了の日までに PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の米国申立ての新バージョン (新標準文言) をオンラインで作成、国際事務局に電子的に提出することが可能とする追加のオンラインアクションが利用可能になります。このアクションでは、願書様式に含まれていた発明者情報又はその後の手続が完了した更新情報を基にして書誌的事項を自動入力する機能を伴っています。しかし、このオンラインアクションは ePCT アクセス権がすでに設定されている国際出願についてのみ利用可能です。ePCT の利用に関するさらなる情報は、以下のサイトからご覧下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2013 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土日

2013 年 1 月 1 日

2013 年 3 月 29 日

2013 年 4 月 1 日

2013 年 5 月 9 日及び 20 日

2013 年 9 月 5 日

2013 年 10 月 14 日

2013 年 12 月 25 日、26 日及び 31 日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の 2012 年における閉庁日は年末前に PCT ウェブサイトで公表する予定です。

PCT 最新情報

ドルでの支払手数料 (多くの官庁)

AU : オーストラリア (手数料、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リストに関する要件)

IB : 国際事務局 (手数料)

2012 年 11 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料の USD の換算額が変更になります。

送付手数料	USD 102
優先権書類の手数料	USD 51
航空郵便のための追加額	USD 10

SE : スウェーデン (手数料)

SG : シンガポール (手数料表の誤植)

US : 米国 (手数料)

VN : ベトナム（管轄国際調査及び予備審査機関）

国際調査手数料及び国際調査に関する手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局（ROSPATENT）、イスラエル特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（連邦知的所有権特許商標行政局（ROSPATENT））

取扱手数料（オーストラリア特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局（ROSPATENT）、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁）

WIPO へのお問い合わせ

PCT 事業部

受理官庁としての国際事務局

国際事務局（RO/IB）に出願した国際出願（又は PCT 規則 19.4 に基づき RO/IB に転送された国際出願）のステータスに関する個別の質問を行う場合には、国際事務局（RO/IB）に直接連絡することができます。受理官庁としての国際事務局（RO/IB）への連絡先は以下のとおりです。

電話番号： +41 22 338 92 22
 ファクシミリ番号： +41 22 910 06 10
 電子メール：ro.ib@wipo.int

PCT プロセッシングチーム（いかなる受理官庁に対して出願された国際出願であって、その記録原本を国際事務局がすでに受理しているものについて）

個別の国際出願に関連する通信は ePCT を通してアップロードされることが好ましいです（ePCT public service を通して行うことが可能であり、電子証明書の取得は要求されません）。しかし、該当出願について担当するプロセッシングチーム（PCT 事業部）の担当官に連絡を行うことも可能です。国際事務局によって発行されたすべての書類の下部に当該出願担当官名が、当該出願の手続を行うプロセッシングチームの中央の連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メール）とともに記載されています。あるいは、国際出願番号がわかる場合には、次のサイトから連絡先を入手することが可能です。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/iateamlookup.jsp>

PCT インフォメーションサービス

PCT 手続に関する一般的・法律的質問については、PCT インフォメーションサービスにご連絡いただくことができます。電話受付は月曜から金曜の午前 9 時から午後 6 時（中央ヨーロッパ時間）です。

電話番号： +41 22 338 83 38
 電子メール：pct.infoline@wipo.int

PCT e-Service ヘルプデスク

PCT e-Service ヘルプデスクは、e-filing、PCT-SAFE ソフトウェア、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)、WIPO 電子証明認証局に加え、ePCT に関するカスタマーサービスを提供します。電話受付は月曜から金曜の午前 9 時から午後 6 時 (中央ヨーロッパ時間) です。

電話番号 : +41 22 338 95 23
ファクシミリ番号 : +41 22 338 80 40
電子メール : epct@wipo.int

ePCT システムに関する情報は ePCT ホームページ上でご覧いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

同サイトにおいて、ePCT に関する包括的なユーザガイド及び FAQ もご利用いただけます。

FAQ の広範なリストを含む国際出願の出願方法に関する詳細な情報は、有用なトレーニングツールとともに、PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

国内あるいは広域官庁の電子出願システムに関連する質問は、それぞれの官庁に直接お問い合わせ下さい。

”Contact US”ページ

上記の連絡先の多くは WIPO の”Contact Us”のページで”Patents”を選択することでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/contact/en>

この連絡先のページから、一般的な特許に関するもの、及び、PATENTSCOPE (特許検索及び特許データ)に関連する質問を含む PCT 手続に関する質問を電子メールで送付することができます。

この連絡先のページは同ページに列挙されている WIPO の多くの他の分野への質問を行う際にもご利用いただけます。多くの場合、関連する主題をクリックすると、当該主題について詳しい者にお問い合わせいただけるように電話番号及び/又はファクシミリ番号が表示されます。

WIPO に関する一般的質問 : 24 時間対応の新カスタマーサービス

WIPO は、WIPO 又は PCT 関連に特化していない他の事項に関する一般的な質問の際に利用可能な 24 時間対応のサービスを提供しています。ジュネーブの営業時間 (月曜から金曜、8 時から 18 時 (中央ヨーロッパ時間)) 以外に WIPO スイッチボード (+41 22 338 9111) にかかってきたすべての電話は、東京、シンガポール、リオデジャネイロ、ニューヨークにある WIPO 外部事務所に自動的に転送されます。これらの事務所の多言語対応のスタッフが最初のアシスタントを提供し、必要に応じて、WIPO ジュネーブ本部の担当部署に質問を転送するでしょう。

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新/更新情報 \(www.wipo.int/pct/en\)](http://www.wipo.int/pct/en)

米国発明法に関する FAQs : PCT 実施細則、PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 様式の修正

上記「米国発明法施行に伴う PCT 出願人の重要な変更」参照

PCT 出願人の手引きの更新

国際段階の概要及び索引が更新され、2012 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の改正内容が反映されました。英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/index.jsp>

PCT 締約国

PCT 締約国ページ (http://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html – 「Recent accessions」参照) に新たな機能が追加されました; パリ条約加盟国であるが PCT 加盟国ではない国がリスト化され、国際出願のためにパリルートの利用が必要な国のチェックに役立つものです。このリストは英語、仏語で利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/paris_non_pct.html

http://www.wipo.int/pct/fr/paris_non_pct.html

PCT に関する FAQs

外国における発明の保護 : PCT に関する FAQ が 2012 年 4 月に更新されました。以下のサイトから英語、仏語、韓国語、スペイン語に加えて、アラビア語、中国語、ドイツ語、日本語でそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ar/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

http://www.wipo.int/pct/zh/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

http://www.wipo.int/pct/ja/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、次の機関との間の取決めの最新版が英語及び仏語で掲載されました。かっこ書きは更新された取り決めの発効日です。

JP 日本国特許庁 (2012 年 6 月 1 日)

RU 連邦知的所有権特許商標行政局 (ROSPATENT) (2012 年 8 月 22 日)

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ru.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ru.pdf

PCT 手数料

世界銀行リストの改訂に伴い、欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用及びスペイン特許商標庁における調査手数料の 75%減額の適用に関するそれぞれの一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

PCT 会合

PCT Newsletter 2012 年 3 月号でお知らせしました通り、第 19 回 PCT 国際機関会合が 2012 年 2 月 8 日から 10 日までオーストラリアのキャンベラで開催されました。同会合の報告書は次のウェブサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_mia_19/pct_mia_19_14.pdf

PCT に関する新しい記事

下記「PCT in the News」参照

特許協力条約及び規則（紙版）（ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語）

2012 年 7 月 1 日施行のドイツ語、イタリア語、ポルトガル語版の特許協力条約及び規則の条文集（紙版）が出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12
Eメール : publications.mail@wipo.int
電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>
あて名 : 34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,
Switzerland

PATENTSCOPE 検索サービス

国内特許コレクション：日本

PATENTSCOPE 検索サービスは、日本の国内特許コレクションを追加しました。このコレクションは、2004 年 1 月から 2012 年 7 月までの 300 万件を超えるデータで、そのうち 290 万件はフルテキスト XML です。このコレクションは毎週更新される予定です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

これにより 29 の国又は広域の官庁のデータが PATENTSCOPE 検索サービスで利用可能になりました。この検索ページでは、約 200 万件の PCT 出願を含む約 1400 万件の国内又は広域の特許文書について検索を実行することが可能です。各官庁の文献蓄積範囲に関する情報も上記ウェブページのヘルプメニューから参照することができます。

日本語が母語でない人は、以下のように、CLIR を利用することにより日本語特許コレクションを検索することが可能です。

- (1) CLIR によってサポートされている言語のいずれかでキーワードを入力すると、これらのキーワード及び類義語の日本語訳が得られます
- (2) 結果を PATENTSCOPE 検索システムの検索式ボックス内にコピーします
- (3) 日本語を選択し、「検索」ボタンをクリックします

検索結果リストの発明の名称及び要約、並びに個々の結果のフルテキストについて、Google 翻訳による日本語からの翻訳を利用することができます。

PCT in the News

WIPO マガジン第 4 号に掲載された“Pay-as-you-go Solar Power”というタイトルの記事が WIPO ウェブサイトの「PCT in the News」でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジンの全文は、「related links」ボックスの「WIPO Magazine」をクリックするとご覧いただけます。

実務アドバイス

国際調査報告の発行が遅れている場合、国際予備審査の請求を行うか否か

Q: 国際調査報告 (ISR) が、非常に遅く、優先日から 30 ヶ月の期限近くになって発行されました。国際調査機関 (ISA) は発明の単一性欠如を発見し、これに対し追加の調査手数料を支払いました。国際調査機関に指摘された問題に対処し、必要であれば国際予備審査機関 (IPEA) の担当審査官とやりとりする機会を得るべく、PCT 第 34 条(2)(b)に基づく明細書及び請求の範囲の補正ができるよう、国際予備審査の請求を行うことを希望しています。国内段階移行期限の 30 ヶ月近くであるため、国際予備審査の請求が依然価値のあるものかどうか、あるいは指定官庁に対して直接補正書を提出した方がよいのでしょうか？主な懸念は、国内段階移行後に選択官庁が受け取った特許性に関する国際予備報告(第 II 章)(IPRP Ch. II)の指摘事項を考慮する義務があるのか、それとも単にファイルされるだけなのか、という点です。

A: PCT 第 18 条(1)及び第 42 規則には、国際調査報告は、国際調査機関による調査用写しの受領から 3 ヶ月の期間又は優先日から 9 ヶ月の期間 (のうちいずれか遅く満了する期間) 内に ISR 及び国際調査機関の書面による見解 (規則 43 の 2.1) を作成しなければならない旨規定されていますが、実際には、配列リストや発明の単一性に関連して生じる問題を解決するための時間を要し、所定の期間内に ISR が作成することができないといった特別な状況になることもあります。担当の国際調査機関のワークロードのため、特定の技術分野で ISR 作成が遅れるという可能性もあります。そのような場合、ISR は通常上記期間の満了後できるだけ早いうちに作成されます。

30 ヶ月の国内段階移行期間の満了直前までに ISR を受理していなかったとしても、ISR の送

付の日から 3 ヶ月以内に国際予備審査の請求をまだ行うことができます (PCT 規則 54 の 2.1(a)(i)参照)。しかし、国際段階においてこのように非常に遅く請求することの有用性は、国際出願のおかれた特別の状況によるでしょう。

まず、特許協力条約は、国内段階の官庁は IPRP Ch.II のような国際段階の成果物を一般的に考慮すべきであるという基本的原則に基づき設計されたものですが、同条約には選択官庁がこのような報告の結果を考慮する法的義務はありません。PCT 第 33 条(1)では、国際予備審査の目的は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示す旨述べられています。したがって、選択官庁が IPRP Ch.II を考慮に入れるか否かは、その報告の作成の遅れに関わらず、自由裁量であり、多くの要素に依存します。

国際事務局 (IB) が担当 IPEA から国際予備審査の請求を受領すると、国際事務局は PCT 規則 61.2 に基づき選択官庁に対し様式 PCT/IB/331 を用いて当該国際出願に関連する選択について通知を行います。IPRP Ch.II が発行される予定である旨の通知がなされた場合、選択官庁は国内段階のファーストアクションの前にその報告の結果を待ち確認することを希望するかもしれません。これは、通常この報告が選択官庁にとってかなりの影響力があるからであり、高品質の報告書が各官庁の出願手続を支援しています。これは、特に審査官の数が少ない官庁や実質的に審査を行っていない官庁のケースに起こるケースです。国際出願の審査を実質的に行わない選択官庁にとって、国際予備審査の結果を考慮に入れるか否かは、その官庁がすでに国内段階の審査を開始しているか否かに依存するかもしれず、該当する場合、その官庁がどの程度の滞貨を抱えているかによるかもしれません。すでに国内段階の調査／審査を実行している場合、IPRP Ch.II の結果を考慮に入れることを希望しないかもしれません。したがって、報告書の発行が遅くなればなるほど、考慮に入れられる可能性は低くなります。

肯定的な IPRP Ch.II を入手するまでに、選択官庁による審査について審査待ちあるいは開始されていない状態の場合、より否定的な ISR 又は IPRP Ch.I のみ入手して、国際予備審査の請求を行わないと決めた場合のようなケースよりむしろ、IPRP Ch.II を入手した方が有利になる可能性があります。また多くの官庁 (例、EPO、KIPO、USPTO) が、一定の条件の下、IPRP Ch.II を入手している場合に、これにより当該官庁が実施する必要がある作業量を減少させることができることから、国内手数料の減額を提案しています。さらに、肯定的な IPRP Ch.II の入手により、PCT-特許審査ハイウェイが利用できる可能性が高くなり、国内段階での早期審査という利点を得ることができるよう。

それにもかかわらず、出願人は IPRP Ch.II をいつ受理するかにかかわらず、一般的には優先日から 30 ヶ月までに国内段階に移行しなければなりません。しかし、半数近くの指定／選択官庁が優先日から 30 ヶ月より遅く満了する国内段階移行期限を設けています (国内段階移行遅延のための追加手数料を支払った場合、かなり遅い期限に設定されている官庁もあります) – 各官庁がどのカテゴリーに分類されるかについて国内段階移行期限の表を参照 (http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)。しかし、優先日から 19 ヶ月の経過後に国際予備審査を請求すると、PCT 第 22 条に基づく期限のみ適用され、PCT 第 39 条(1)に基づき適用される期限ではない点注意が必要です (PCT 第 39 条(1)(a)参照)。

したがって、国際予備審査を請求し、国際予備審査の追加の費用を支払うことの利点の有無を、IPRP Ch.II が考慮に入れられないリスクとあわせて検討しなければならないでしょう。その判断は、国内段階移行を希望する国の数や、国内段階移行を希望する国内の官庁が実体審査を実行しているか否か、及び IPRP Ch.II の受理後ただちに審査を開始しそうか否か、によるかもしれません。国際予備審査を請求することを決めた場合、IPEA に連絡をとり、現在の状況を説明し、国際出願の予備審査を早くしてもらえるかどうか相談してみることも有

用かもしれません。

国際予備審査の請求手続を行わないと決めた場合、国内段階移行後、国際調査機関の書面による見解の受理後すぐに、(可能な場合) 指定官庁に対して予備的な意見書又は補正書を提出することをお勧めします。これにより、国内段階の審査の開始時に国際調査機関の書面による見解で提示されている問題への出願人の対応を国内官庁の審査官が得ることができるでしょう。

国際予備審査を請求するか否かの決定を行う際に一般的に考慮すべき要素に関する詳細な議論は、*PCT Newsletter* 2010年4月号、5月号をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年10月号 | No. 10/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 43 会期 PCT 同盟総会が 2012 年 10 月 1 日から 9 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

同盟総会は PCT 規則の修正を採択し、同セッションの報告書案（文書 PCT/A/43/7 Prov.）の附属書に記載されました。これらの修正は 2013 年 1 月 1 日に発効し、同日以降の国際出願日の国際出願に適用される予定です。PCT 同盟総会の作業文書（現在、報告書案が含まれていますが、最終報告書は公表され次第含まれます）は WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=26257

今次規則改正は、PCT 作業部会によって採択を勧告されたもので、米国政府による米国発明法の執行によって可能となる全ての PCT 締約国の出願人の手続を簡略化させるもので、以下の変更が含まれています。

- PCT 規則 4.15、53.8 及び 90 の 2.5（署名の内容に関する規定）
- PCT 規則 51 の 2.1 及び 2（発明者である旨の宣誓書又は宣言書を含む文書を、特定の状況下で指定官庁が要求することを認める規定の簡略化、及び、国際段階中に提出された宣誓書及び宣言書に関連する更なる文書又は証拠を請求できる範囲の制限に関する規定）

PCT 同盟総会はまた、チリ国立工業所有権機関を国際調査及び予備審査機関として指名しました。この指名は、同官庁が運用を開始する準備が整い、同官庁による通知した日より、発効します。

PCT 同盟総会はまた、補充国際調査制度のレビューについて議論を行い、国際機関の品質管理システムに関する報告及び第 5 回 PCT 作業部会の報告（文書 PCT/A/43/1, 2 及び 3）を留意しました。

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

JP 日本（PCT 規則 20.8(a)及び 20.8(b)）

日本国特許庁は PCT 規則 20.8(a)及び(b)（要素及び部分の引用による補充）と国内法令との不適合を通知していました（PCT Newsletter 2006 年 4 月号第 2 頁参照）。これらの規則は 2007 年 4 月 1 日に発効したものです。この度、受理官庁として、該当する場合には指定官庁としての日本国特許庁はその通知を 2012 年 10 月 1 日から取下げることを国際事務局に通報しました。よって、10 月 1 日以降の国際出願日である国際出願について、PCT 規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6 が、当該機関に適用されます。

これにより、日本国特許庁に国際出願を行った出願人は、出願時に誤って欠落した国際出願の要素又は部分の引用による補充を定めた PCT 規則の規定を利用することができます。日本国特許庁はまた他の受理官庁によって引用による補充が認められた決定を国内段階において再検査する用意があります。引用による補充の請求に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2007 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

年末の公報発行スケジュール及び国際事務局の閉庁日

国際事務局の閉庁日

2012 年 12 月及び 2013 年 1 月における、国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加えて、2012 年 12 月 25 日 (火)、26 日 (水)、31 日 (月)、2013 年 1 月 1 日 (火)、及び、2 日 (水) になります。

PCT Newsletter 2012 年 9 月号 (3 頁) において、2013 年 1 月の平日の閉庁日は 1 月 1 日 (火) であり、翌年の年末である 2013 年 12 月 31 日 (火) も閉庁日である旨お知らせしましたが、訂正を行い、2013 年 1 月 2 日 (水) が閉庁日であり、2013 年 12 月 31 日は就業日になります。

したがって、国際事務局は 2012 年 12 月 24 日 (月)、27 日 (木) 及び 28 日 (金) は業務を行います。新年は 2012 年 1 月 3 日 (水) より業務を開始します。

PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは 2012 年 12 月 25 日 (火) から 2013 年 1 月 1 日 (火) まで停止します。PCT 情報サービスは 2012 年 1 月 2 日 (水) 午前 9 時 (ジュネーブ時間) に再開します。

なお、休暇時期においても PCT インフォメーションサービスに電話 (Tel: (+41-22) 338 83 38) をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージをご利用いただけます。PCT インフォメーションサービスは国際出願の出願及びそれに続く PCT の国際段階での手続についてのご質問にお答えするサービスです。特定の国際出願に関する連絡は、PCT プロセッシングサービスまでお送り下さい。詳細は以下の URL からご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT e-Services ヘルプデスクの停止日

当該期間、PCT e-Services ヘルプデスクは、2012 年 12 月 24 日 (月)、27 日 (木) 及び 28 日 (金) について時間を短縮して 9 時から 14 時 (ジュネーブ時間) の間、業務を行います。新年は 2012 年 1 月 3 日 (水) 9 時 (ジュネーブ時間) より業務を開始します。

公開スケジュールと公開の技術的準備

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である木曜日に公開されます。しかしながら、2012 年 12 月 20 日の公開から 2013 年 1 月 17 日の公開分まで、公開の技術的準備の完了が通常の公開日の 15 日前より早くなります。詳細は以下の表をご参照ください。表には影響を受ける公開日のスケジュール及び IB に変更が届かなければならない日を示してあります。

国際公開：年末の休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPOに出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2012年12月13日	火曜日、 2012年11月27日(通常通り)
木曜日、 2012年12月20日	月曜日、 2012年12月3日
木曜日、 2012年12月27日	金曜日、 2012年12月7日
木曜日、 2012年1月3日	木曜日、 2012年12月13日
木曜日、 2012年1月10日	水曜日、 2012年12月19日
木曜日、 2012年1月17日	金曜日、 2012年12月28日
木曜日、 2012年1月24日	火曜日、 2013年1月8日(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人がPCT規則90の2.1(c)、90の2.2(e)及び90の2.3(e)に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT規則46.1に規定される期限が迫っている中で、PCT第19条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT規則92の2に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IBに通知が届く必要があります。

IBに通知を行う場合には、技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。通知の方法としては、郵送も可能ですが、好ましくは以下の方法での送付をお勧めします。

- － ePCT (public 又は private service) 経由
<https://pct.wipo.int/ePCT>
- － FAX ((+41-22) 338 82 70)

PCT最新情報

IN：インド（電話番号及びFAX番号、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定、手数料）

NO：ノルウェー（手数料）

TH：タイ（電話番号、Eメール及びインターネットアドレス）

国際調査手数料及び国際調査に関する手数料（欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁）

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en>)

PCT出願人の手引きの更新

国際段階の概要及び索引が更新され、米国発明法施行の観点からの変更点を取り込まれました。英語及び仏語でそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/ipindex.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/ipindex.jsp>

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページについて、2012年9月18日付けの講演の録音で更新しました。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

PCT 様式

編集可能な PDF 形式の願書様式

2012年7月版の願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の編集可能な PDF フォーマットが、中国語、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/zh/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/request/ed_request.pdf

例が記入されている願書様式及び国際予備審査請求書

2012年7月版の願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) に例が記入されたものが、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語について PDF フォーマットでそれぞれご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf

ドイツ語の様式

様式 PCT/RO/106(手続補充命令書)の編集可能な PDF フォーマット及び様式 PCT/IPEA/404 (国際予備審査における手続補充命令書)の PDF フォーマットが、英語及び仏語に加えて、ドイツ語で利用可能になりました。

http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed_ro106.pdf

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/ipea404.pdf>

PCT in the News

WIPO マガジン第5号に掲載された“Singapore: a home for innovation”というタイトルの記事が WIPO ウェブサイトの「PCT in the News」でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジンの全文は、「related links」ボックスの「WIPO Magazine」をクリックするとご覧いただけます。

ePCT最新情報

ePCT システム (Version2.6) の新リリースが 2012 年 10 月 12 日に行われ、以下の新機能が追加されました。

- 新たに 5 つのオンラインアクションによって、出願人は以下の手続きのために国際出願に相互作用することが可能
 - ・ 指定の取下げ
 - ・ 優先権の主張の取下げ
 - ・ RO/IB に対する RO/IB に出願された国際出願の DAS での出願後の利用請求の提出
 - ・ IB に対する DAS からの優先権書類の出願後の取得請求の提出
 - ・ 米国発明法の発効を受けた新標準文言を含む PCT 規則 4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立ての出願後の作成及び IB への提出
- SECOM (日本) 発行の電子証明書が ePCT private service のための WIPO ユーザアカウントの認証用の電子証明書としてサポート開始
- eEditor 及び/又は eViewer のアクセス権を有するユーザによる国際出願に対する自身のアクセス権の削除が可能
- 国際出願言語が中国語、日本語、韓国語又はロシア語のものについて、書誌データタブ内の英語音訳に加えてそれぞれの言語で書誌データが利用可能
- 新たな ePCT ユーザアカウントが作成された際の、イベント通知についてデフォルトのすべての環境設定が選択可能 (すでにアカウントを作成した ePCT ユーザは、この有用な機能を逃さないよう、通知タブでの好み選択をレビューすることをお勧めします)

ePCT システムの利用に関するさらなる詳細は以下のアドレスからご参照いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

PCT-SAFE更新**PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2012 年 10 月 1 日付け version 3.51.056.232) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

当該バージョン (“build 232”) は次の変更を行います。

- 2012 年 9 月の米国発明法に関連する願書様式の修正 (発明者である旨の申立ての新標準文言を含む) に伴う対応
- チェック結果への新規メッセージの追加
 - ・ 添付するファイルのパスに非ラテンアルファベット文字が含まれている場合に、警告メッセージをチェック結果に表示
 - ・ チェックの結果、表示するメッセージが存在しない場合に、その旨を告げるメッセージのチェック結果ログへの表示
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

詳細は PCT e-Service ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

手数料の支払い請求に関する注意喚起**新しい請求書**

PCT の出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"WPTI – World Patent and Trademark Index" 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該修正された請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス**国際出願において出願人として発明者を記載することが依然として利益がある状況**

Q: 米国の代理人で、過去数年にわたり、受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に対し、英国に居住地及び国籍を有する企業出願人及び米国に居住地及び国籍を有する出願人／発明者である多数の国際出願を行ってきました。2012 年 9 月 16 日付の米国発明法に含まれる変更の発効に基づいて、同日以降に行われた国際出願において米国の指定についての出願人として発明者の名前を記載することがもはや要求されなくなり、企業出願人が英国に居住地及び国籍を有する者であるならば、願書様式において発明者が発明者のみとして記載される場合に RO/US に出願することが依然可能でしょうか？

A: 米国の住所又は国籍を有する出願人がいない場合、RO/US への有効な国際出願の提出は不可能です。国際出願は、出願人がその居住者か国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁、あるいは受理官庁としての国際事務局に対してのみ、行うことができます (PCT 規則 19.1)。したがって、出願人が英国の居住地及び国籍を有する者のみであれば、出願は RO/GB、RO/EP 又は RO/IB にのみ行うことが可能です。もし RO/US に対して国際出願を行うことを試みた場合、国の安全に関する適用規定を満たし、PCT 規則 19.4(b)に言及されている手数料が支払われると、PCT 規則 19.4(a)(i)に基づき、当該出願は RO/IB に転送され、その後の手続きが行われます。

また、上記三官庁の一つに対して国際出願を行う場合、代理人は出願人の居住地又は国籍の締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して業として手続をとる権能を有しなければならないため、質問者（米国の代理人）は代理人として行動する資格がなくなります（PCT 規則 83.1 の 2、規則 90 参照）。したがって、唯一の出願人が英国の居住者及び国民であるため、代理人は RO/GB 又は RO/EP に対して業として手続をとる権能を有しなければなりません、質問者は RO/US に対してのみ業として手続をとる権能を有していると思われます。

さらに、上記三官庁のいずれかに国際出願が行われ、国際出願において記載された唯一の出願人が英国の居住者及び国民である場合、PCT 規則 35.3 及び 59.1(b)に従い、管轄国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）は EPO のみとなり、USPTO は管轄国際機関ではありません。

この種のシナリオでは、少なくとも一人の発明者を少なくとも一つの指定国についての出願人とするを維持する理由になり得るでしょう。願書様式（PCT/RO/101）の第 III 欄において、出願人及び発明者が全ての指定国についての出願人又は追記欄に記載された国についての出願人であることを記載する方法、あるいは、PCT-SAFE 又は他の電子出願ソフトウェアを利用した場合に関連する記載を行う方法により、実施することができます。米国の指定についての出願人として発明者を表示する要件はもはやなくなったにもかかわらず、上記のような出願人の記載は、PCT 規則に基づいて異なる指定国について異なる出願人を記載することが依然可能であることから、欠陥とはみなされず、いかなる実質的権利を失うことにはならないでしょう。一以上の発明者を出願人として維持しておくことにより、出願人は RO/US に対して出願を行うことが可能になり、ISA 及び IPEA として USPTO 及び RO/US によって特定された他の ISA/PEA を選択することが可能になり、質問者が受理官庁及び国際事務局に対して出願人を代理することが可能になります。このような方法を選択する場合、受理官庁又は国際事務局から送付される、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人／発明者のステータスを発明者のみに変更するための変更の要請の可能性をリマインドするための通知、あるいは電子出願ソフトウェアにおける同様の警告メッセージを考慮する必要はありません。発明者のうちの一人の名前を出願人として選択する場合、その後の取下げ（指定、優先権の主張又は国際出願）を希望する際にその出願人／発明者の署名が要求される点考慮しておくべきです。

受理官庁の管轄の決定及び ISA の選択肢の決定に関連があるのは、国際出願日時点で表示されている出願人の国籍及び居住地であり、その後の変更に関係がない点、注意が必要です。したがって、出願人として企業出願人のみを記載した国際出願をすでに行っている場合、発明者のステータスを出願人／発明者に変更するための PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請により、この実務アドバイスの冒頭の状況を改善することはできません。RO/US に対して出願するためには、出願時に米国の居住地又は国籍を有する出願人が存在しなければなりません。

米国のみについての出願人として発明者を記載する一般的な実務は継続されない予定ですが（特に、願書様式及び電子出願での様式において、その可能性の提供がもはやおこなわれなくなるので）、特に、全ての出願人が同じ居住地及び国籍を有している場合は、この実務を行うことが依然考慮される、という状況もあり得るでしょう。特に、異なる PCT 締約国からの出願人が存在する場合、受理官庁、ISA 及び IPEA の選択肢は広がります。したがって、国際出願を行う際、出願人とみなされる者を決定する前に、出願の特別な状況を慎重に検査すべきです。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年11月号 | No. 11/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

世界貿易機構（WTO）

ロシア連邦とバヌアツの加盟

2012年8月22日に、ロシア連邦がWTOに加盟しました。ロシア連邦はすでにPCT及びパリ条約の締約国です。また、2012年8月24日に、バヌアツ（国コード：VU）がWTOに加盟しました。バヌアツはPCT、パリ条約のいずれの締約国でもありません。これにより、WTOの加盟国は157か国となりました。この加盟に従い、PCT及びパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT規則4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行

工業所有権庁（チェコ共和国）と米国特許商標庁

2012年10月1日付けで、工業所有権庁（チェコ共和国）（IPO CZ）及び米国特許商標庁（USPTO）の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としてのUSPTOによりPCTフレームワークで作成された肯定的なISA又はIPEAの書面による見解、若しくは、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（つまり、少なくとも1つの請求項について特許できると判断されたもの）を受理したPCT出願について、チェコ共和国の国内段階での早期審査を利用することができます。両庁間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

(IPO CZ) <http://www.upv.cz/en/ip-rights/patents/Patent-Prosecution-Highway.html>

(USPTO) http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pph_cz.jsp

イスラエル特許庁とフィンランド国立特許・登録委員会

イスラエル特許庁（ILPO）及びフィンランド国立特許・登録委員会（NBPR）の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年10月15日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解

若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。
両庁間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトそれぞれご覧いただけます。

(ILPO) <http://old.justice.gov.il/mojeng/rashamhaptentim/patents/pph/>

(NBPR) http://www.prh.fi/en/uutiset/P_304.html

(NBPR) http://www.prh.fi/en/patentit/pph/request_for_pph.html

これら新しい試行プログラムを含む更新された PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

米国特許商標庁：2012 年 10 月 29,30 日の休業

米国特許商標庁は、2012 年 10 月 29 日（月）及び 30 日（火）に、悪天候のため公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、国際事務局に通告しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書又は手数料が同庁に到達すべき期間の満了日が上記 2 日間にあたる場合、その期間は延長され、次の就業日である 2012 年 10 月 31 日（水）に満了します。

また、出願人には、郵便の遅延又は郵便物の亡失に関する PCT 規則 82.1、不可抗力の場合に PCT 規則で規定された期間（優先期間と国内移行期間を除く）が遵守されなかったことによる遅滞の許容を機関に認める PCT 規則 82 の 4 が指示されます。

特許関連事項に関する閉庁の影響についての更なる情報は、下記 USPTO のウェブサイト上での通知を参照してください。

http://www.uspto.gov/news/index_emergency.jsp

PCT最新情報

国際調査手数料、調査手数料、補充調査手数料、取扱手数料（多くの官庁）

IB：国際事務局（手数料）

2013 年 1 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う送付手数料の EUR 及び USD の換算額と優先権書類の手数料の USD の換算額が変更になります。

送付手数料	EUR 83 又は USD 107
優先権書類の手数料	USD 53
航空郵便のための追加額	USD 11

IL：イスラエル（インターネットアドレス）

JP : 日本 (手数料)

指定(選択)官庁としての日本国特許庁に支払う次の国内手数料が変更になりました。

特許 : 15,000 円
実用新案 : 14,000 円

KR : 大韓民国 (手数料)

PA : パナマ (管轄国際調査及び予備審査機関)

RU : ロシア連邦 (官庁の名称、手数料)

SE : スウェーデン (管轄国際調査及び予備審査機関、手数料)

国際調査及び国際予備審査に関する手数料 (連邦知的財産行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en>)

PCT 回章

国際事務局が2002年から現在までに発行した全てのPCT回章書簡が下記のウェブサイトにて英語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/index.html>

なお、フランス語版は間もなく作成されます。

PCT 回章とは、PCT 加盟国や (受理官庁、国際機関、指定／選択官庁のような) 様々な PCT 権能としての国内や広域官庁、PCT ユーザを代表する機関を含む他の PCT 関係者に対して、PCT 関連文書 (例えば PCT の様式、実施細則、ガイドライン) の変更に関する協議、情報、発布を目的として送付される PCT 関連事項の書簡のことです。また、回章は PCT 作業部会のような様々な PCT 加盟国機関の会議に関連した情報を伝達するためにも送付されます。

韓国語とロシア語の願書及び国際予備審査請求諸様式

2012 年 9 月版の願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の編集可能な PDF フォーマットが、これまでの中国語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語に加え、韓国語とロシア語でも利用可能になりました。

(PCT/RO/101 : 韓国語) http://www.wipo.int/pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

(PCT/IPEA/401 : 韓国語) http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf

(PCT/RO/101 : ロシア語) http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed_request.pdf

(PCT/IPEA/401 : ロシア語) http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf

よくある質問 (FAQs) : 第三者情報提供

新たな第三者情報提供制度に関する FAQs が下記リンク先で英語、フランス語でご覧いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/faqs/third_party_observations.html

(フランス語) http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/third_party_observations.html

なお、他の言語についても間もなくご利用いただけます。

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページに、2012年10月のePCT講演の録音とパワーポイントプレゼンテーション（英語）が追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

PCT 実施細則（ロシア語）

2012年9月16日施行の実施細則の全文は次のPCTウェブサイトで、ロシア語でご覧いただけます。（PDFフォーマット）

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ai.pdf>

実務アドバイス

国際公開を回避するための国際出願の取下げ

Q: 国際公開を回避するために取下げなければならない国際出願を担当している代理人です。計算によると、優先日から起算して18ヶ月の国際公開日に向け、国際公開の技術的準備が、おそらくこの一週間のうちに完了する予定だと思われます。国際出願が公開されないことを確実にするため、国際出願を取下げのためにとる最善の手続きについて教えてください。

A: 国際公開を回避するために規則90の2.1に基づく国際出願の取下げを希望されるのであれば、国際事務局（IB）が国際公開の技術的準備を完了する前に、取下げの通告（Notice of Withdrawal）をIBに直接提出することを強くお勧めいたします（PCT規則90の2.1(c)参照）。これらの技術的準備は、通常、国際公開日の15日前に完了します（優先日から起算して18ヶ月経過後、できる限り速やかに行われるよう計画されています）。

国際公開を回避するため、国際出願の取下げが間に合うように考慮される機会を最大にするために、ePCTシステムを利用して、IBに対しオンラインで取下げの通告を提出することをお勧めします。もし、ePCTを利用して取下げの通告を提出する場合は、国際出願の電子データにそのことがただちに、また自動的に通知されます。

ePCTをまだご利用されたことがない方は、WIPOユーザアカウントを設ける必要がありますが、それはとても簡単にできます（<https://pct.wipo.int/ePCT> にアクセスし、オンラインでの指示に従ってください）。WIPOユーザアカウントがあれば、ePCT *public services*（一般向けサービス）にログインすることができ、国際出願番号及び国際出願日を入力することにより、該当の国際出願を調べることができます。さらに、“Upload documents”機能を利用して、PCT/IB/372の完成した様式（“Notice of Withdrawal（取下げの通告）”）（PCTウェブサイト（http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib372.pdf）において、編集可能なPDFフォーマットで入手可能）か、書簡の形式による取下げの通告を含むPDFファイルをアップロードすることができます。

“Upload documents” 機能を利用して取下げの通告を提出する場合は、正しい書類の様式 (“Withdrawal of International Application (国際出願の取下げ)”) を選択するよう、注意してください。アップロード後、取下げの通告は IB 手続システムに即座に反映され、書類が IB により手続きされるまで国際公開は中断されます (もし、技術的準備がまだ完了していなければ、その間、国際出願が公開される危険はありません)。一方、IB に対して、郵便 (普通郵便、航空郵便、あるいは速達のいずれであろうと) 或いはファックスで取下げの通告を提出するのであれば、IB の電子手続システムに適切な日付を入力するため、IB 到着時に手動で操作する必要があり、かなりの時間がかかると思われます。

上記 “Upload documents” 機能は ePCT *private service* でも入手可能ですが、もしまだアクセスしておらず、時間に余裕のない方は、ePCT *public services* にアクセス可能な基本となるユーザアカウントを設けるほうがより早くできます。その後、ユーザアカウントに電子証明をアップロードし、ePCT *private service* へのアクセスができるようになれば、さらに多くの追加機能をご利用できます。例えば、国際出願に関する全ての書類への公開前のオンラインアクセスや公開予定日を含む最新の PCT 書誌情報へのアクセスができます。

もし、すでに ePCT *private services* へのアクセスが可能でしたら、“Actions” タブで利用可能な機能 (国際出願の取下げを含む) を選択すれば、国際出願に関するデータに対して、直接、各種のオンライン機能を利用することが可能です (以下のスクリーンショットを参照)。

Select the action to submit to the IB :

- Select
- Declaration of inventorship
- Make international application available to DAS
- Observations on close prior art
- Obtain priority document from DAS
- Rule 92bis change request
- Withdraw Designation(s)
- Withdraw IA
- Withdraw Priority Claim(s)

ePCT のオンライン “Actions” を利用すれば、個別に書類を準備したり、アップロードするために PDF へ変換したりする必要もなくなります。というのも、このシステムは、選択された機能に合わせて編成された、簡単なウェブフォームにオンラインで記入するよう、提示されるからです。いかなるオンライン機能に関しても、その機能が定められた期日以前にとられることをシステムが自動的にチェックします。例えば、“Withdraw IA (国際出願の取下げ)” 機能が選択された場合、もし技術的準備がすでに終了しており、その時点ではそのような取下げ手続によって公開を避けることができないのであれば、国際出願を取下げするかどうかの再考を希望するかもしれないので、即座に警告を発します。

国際出願の公開が避けられない場合の国際出願を取下げに対してのセーフガードもございません。これは、様式 PCT/IB/372(ePCT *public services* 経由か、ファックスまたは郵送による) 提出時に、“the withdrawal is made conditional on it being received by the International Bureau in time to prevent international publication (この取下げは、国際公開を回避できる場合のみ効力を有する)” 旨を述べることを可能にするチェックボックスが設けられています。同様に、ご自身で用意した取下げの通告に、そのような条件を付け加えることもできます。

もし、国際出願を取下げのために必要な全ての署名が、IB の電子データ上にされているか確信がない場合は、セーフガードとして、取下げの通告と共に、委任状を提出することもできます。ePCT *private services* をご利用の場合は IB の電子データ上の書類にアクセスし、願書様式での署名や、IB が必要な委任状を受理しているかどうかを確認することができます。しかし、どのような場合でも、IB は公開を中断させている妥当な期限内に不足している署名を

補充するよう求めます。

ePCTの最新版に関するさらなる情報は、*PCT Newsletter* 2012年10月の7ページ（日本語抄訳5ページ）をご参照ください。国際出願の取下げに関するさらなる情報は、PCT出願人の手引きの段落 11.048 と 11.049 をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年12月号 | No. 12/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT規則改正（施行日：2013年1月1日）

2012年10月1日～9日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会において、2013年1月1日に施行されるPCT規則改正が採択されました。

今回の規則改正は、米国政府による米国発明法の執行によって可能となる全てのPCT締約国の出願人の手続を簡略化させるもので、以下の変更が含まれています。

- PCT規則4.15、53.8及び90の2.5（署名の内容に関する規定）
- PCT規則51の2.1及び2（発明者である旨の宣誓又は申立てを含む文書を、特定の状況下で指定官庁が要求することを認める規定と国際段階中に提出された宣誓及び申立てに関連する更なる文書又は証拠を指定官庁が請求できる範囲の制限に関する規定の簡略化）

規則改正のテキストはPCT総会の報告書案の附属書（PCT/A/43/7 Prov.）に記載され、英語とフランス語でご覧いただけます。

（英語）http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_43/pct_a_43_7_prov.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/fr/pct_a_43/pct_a_43_7_prov.pdf

また、2013年1月1日に施行されるPCT規則の全文は英語とフランス語でご覧いただけます。それぞれ下記リンク先のページの右端を参照してください。

（英語）<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

（仏語）<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

PCT実施細則、PCT受理官庁ガイドラインも米国発明法の変更を受けて改正されました。それらは2012年9月16日から施行され、全文は下記リンク先で英語とフランス語でご覧いただけます。

（実施細則、英語）http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html

（実施細則、仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html

（受理官庁ガイドライン、英語）<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

（受理官庁ガイドライン、仏語）<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ro/index.html>

改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ**PH フィリピン (PCT 規則 20.8(a)及び(b))**

フィリピン知的所有権庁 (IPOP HL) は 2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則 20.8(a)及び(b) (要素及び部分の引用による補充) と国内法令との不適合を通知していましたが (PCT Newsletter 2006 年 7 月号第 1 頁参照)、この度、受理官庁及び指定官庁としての IPOP HL はその通知を 2007 年 4 月 1 日から取下げることを国際事務局に通報しました。よって、2007 年 4 月 1 日以降の国際出願日である国際出願について、PCT 規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6 が、当該機関に適用されます。

これにより、IPOP HL に国際出願を行った出願人は、出願時に誤って欠落した国際出願の要素又は部分の引用による補充を定めた PCT 規則の規定を利用可能です。IPOP HL はまた他の受理官庁によって引用による補充が認められた決定を国内段階において再検査する用意があります。引用による補充の請求に関する詳細は、PCT Newsletter 2007 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新されました。
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT出願の電子出願及び処理**国家知的所有権庁 (クロアチア) が電子形式による PCT 出願の受け付けを開始****PCT最新情報**

DE : ドイツ (代理人に関する要件)

EE : エストニア (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)

FR : フランス (所在地及び郵便のあて名、FAX 番号)

IL : イスラエル (手数料)

SG : シンガポール (管轄国際調査及び予備審査機関)

2012 年 12 月 1 日から、受理官庁としてのシンガポール知的所有権庁は、シンガポールの国民及び居住者のための管轄国際調査及び予備審査機関としてオーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、韓国知的所有権庁に加え日本国特許庁を追加しました。

US : アメリカ合衆国 (インターネットアドレス、FAX により受け付ける書類、出願人/発明者に関する警告の削除、発明者の氏名及びあて名の提出期限)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (日本国特許庁、イスラエル特許庁)

日本国特許庁に関しては、Fee Table I(b)に SGD による国際調査手数料を追加しました。

国際予備審査機関に支払う手数料 (イスラエル特許庁)**PCT-SAFEアップデート****PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2013 年 1 月 1 日付け version 3.51.057.233)

がまもなくリリースされ、下記のページからダウンロード可能となります。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は PCT e-Services のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関及び国際予備審査機関としての以下の機関との間の取決めが更新され(それぞれ括弧書きで示された日に発効)英語とフランス語で公表されました。

JP 日本国特許庁 (2012 年 12 月 1 日)

XN 北欧特許機構 (2013 年 1 月 1 日)

(JP : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf

(JP : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_jp.pdf

(XN : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xn_2013.pdf

(XN : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_xn_2013.pdf

PCT ニュースレターのアーカイブ

1996 年以降の PCT ニュースレター (英語) を検索可能な文書で発行年別に下記のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、”WDTP - Worldwide Database of Trademarks and Patents” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB の

みです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.infoline@wipo.int

有名な発明及び発明家のPCTギャラリー

有名な発明のギャラリーに追加がありました。

(<http://www.wipo.int/pct/en/inventions/inventions.html>)

- ・ Cardboard Bicycle

PCT ギャラリーへの追加のご提案は次のメールアドレスまでお送りください。

pct.infoline@wipo.int

WIPOウェブサイトでの新しいリソース : WIPO Country Profiles (国別情報)

WIPO ウェブサイトに、190 ヶ国以上の国別情報をご覧いただけるページができました。

<http://www.wipo.int/directory/en/>

この国別情報ページでは、WIPO のデータベースから取得されるさまざまな情報に迅速かつ容易にアクセスできます。特定の国（出願官庁や指定官庁ごと）の PCT 利用状況や、WIPO 加盟国、知的財産関連法令、マドリッドやヘーグ制度の利用状況、知的財産権の出願統計やドメイン名紛争の統計、技術的な支援活動などについての情報を提供しています。また、知財活用の成功事例やビデオ、普及啓発活動情報、各国に関係する最新の写真 (Flickr) もご参照いただけます。

この新しいリソースの更なる改善のためのご意見などございましたら、下記 URL のコンタクトフォームから送信してください。

http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=web_comments

実務アドバイス

(1) PCT Newsletter 2012 年 10 月号に掲載された実務アドバイスの補足 : 国際出願において出願人として発明者を記載することが依然として利益がある状況 (第 2 部)

PCT Newsletter 2012 年 10 月号の実務アドバイスについて補足いたします。PCT 出願において、最近の米国国内法の改正により米国指定の目的で発明者を出願人として表示する必要がなくなったのですが、先の記事では発明者を少なくとも 1 つの指定国の出願人として記載することが依然として有益であるかもしれないという状況について説明しています。

国際出願に際して出願人としてどのような者を含むことができるかということですが、その者は出願する権利を有している必要があります。そうでない一つの状況として、次のケースがございます。国際出願以前に、発明者がすでに出願人、たとえば、彼または彼女が勤務している会社に、発明の権利を譲渡してしまっている状況です。

特定の状況において、“主”出願人の権利は慎重に考慮されなければならないということにご留意ください。また、その出願人が出願人として追加する者を承認し、そのような“共同”出願に関する全ての法的意味を理解されるべきであることにご留意下さい。

(2) 出願様式における発明者の氏名およびあて名の表示

Q: 一法人出願人と発明者一人の国際出願を行う予定です。米国（US）を指定国とする目的で発明者を出願人とする必要がなくなった現在、発明者の氏名とあて名の公開を避けるために、国際出願において発明者を表示することを省略し、その後、国内段階において、必要としている指定官庁に対して、その情報を提供することが可能でしょうか。

A: 最近の米国国内法の改正に伴い US を指定国とする目的で PCT 出願様式に発明者もはや出願人として表示する必要がなくなりましたし、PCT 出願の国際出願日の認定において発明者の氏名とあて名の提供が求められていませんが、発明者の氏名とあて名を出願時に出願様式に記載することを強くお勧めします。ほとんどの指定国（或いは選択国）において発明者の氏名とあて名が出願過程のある時点で提供されることを要求していますので、国内段階において、それぞれの指定官庁（DO）（或いは選択官庁）に対して情報を提供するのにかかる時間を節約するためにも、出願時にそれらの情報を含んでいることが最も適当です。

発明者の氏名とあて名が提出されなければならない時期に関する要求事項は官庁により異なります。PCT出願人の手引きの附属書B1 及びB2 には、国際事務局（IB）に提供された各PCT 締約国あるいは政府間機関に関する情報が記載され、もし当該国あるいは機関が指定されている場合は、いつ発明者の氏名とあて名が提出されなければならないかが示されています⁴。中には発明者の氏名とあて名を全く要求しないDO⁵もありますが、大多数のDOでは発明者の氏名とあて名を出願において提供されなければならないことが規定されています。また、PCT第 22 条（あるいは第 39 条(a)）に基づいて適用される期限が来たときに、もしその情報が欠けていれば、所定の期限内にその情報を提供するよう、出願人に命令書を送付することが規定されている場合もあります。しかしながら、そのような命令書を送付しないDOや、国内段階において発明者の氏名とあて名を補充するのに手数料を課すDO、またそうするためのいかなる特別な時間をも許容しないDOもあるかも知れません。国内段階に移行する段階で、発明者の氏名とあて名を提供することを忘れて、あるいはそうするための手数料を払わなければならないことを避けるため、出願時に発明者の氏名とあて名を記載することをお勧めいたします。

何らかの事情で、発明者が特定の国際出願で名前をあげられることを希望しない場合は、一般的に推奨されておりませんが、出願時に発明者に関する情報を省略することも可能です。このような場合は、受理官庁は、通常、発明者の氏名とあて名が出願様式に記載されていないと注意を促すでしょう。PCT-SAFE のような電子出願ソフトを利用するのであれば、それに相応するような警告メッセージを受けるでしょう。その際、何もアクションをとらなければ

⁴ この情報は当該国内（或いは広域）官庁により提供されたものであり、この情報が更新され続けるよう働きかけてはおりますが、より正確な情報に関しましては当該官庁に直接お尋ねください。

⁵ 当該官庁により提供されている最新の情報によると、DO としてのオーストリア特許庁、イスラエル特許庁及び、モロッコ工商業所有権庁は、発明者の氏名とあて名を要求しておりません。また、DO としてのスペイン特許商標庁は、発明者のあて名を要求しておりません。

ば、出願手続きはそのまま継続し、出願は発明者の氏名とあて名なしで公開され、また上記に述べたように大多数の DO が、国内段階への移行の時点で、当該情報の事後的な提供を容認するでしょう。しかし、国内段階への移行を希望する DO における関連する要件を慎重に確認してください。

もし発明者の氏名とあて名が国際公開の技術的準備の完了に先立って提出された場合は、発明者の氏名（あて名ではなく）が、国際出願の公開時に PATENTSCOPE の“PCT Biblio.Data（PCT 書誌情報）”タブで入手可能となることにご留意ください（PCT 規則 48.2(b)(i)（公開から特定の情報を削除するよう要求することは PCT では不可能です）。以前は発明者のあて名も書誌情報タブから入手可能でしたが、2009 年 1 月以降、プライバシーの懸念に応じて、発明者のあて名情報はもはやインターネットサーチエンジンによって検索されたり、表示されたりしないように、書誌情報タブ上では表示されることはありません。しかしながら、PATENTSCOPE の“Documents（書類）”タブを通して入手できる他の書類、例えば PCT 規則 4.17(i)に基づいた発明者の特定に関する申立てに関する書類などと同様に、発明者のあて名は国際公開公報においてイメージ形式ですが閲覧可能です。なお、PATENTSCOPE において発明者のあて名が検索される可能性がないわけではありません。

国際段階において PCT 規則 4.17(iv)に基づいて発明者である旨の申立てを提出するのであれば、その申立てには発明者の氏名とあて名を含まなければいけません。そして、その申立てが国際公開のための技術的準備が完了する前に受理されましたら、PCT 規則 48.2(x)に従い PATENTSCOPE 上で公開されます。なお、発明者である旨の申立ては国内段階で提出することも可能ですのでご検討ください。

発明者の氏名とあて名が、国際公開後から PCT 規則 92 の 2 で規定されている期限の優先日から 30 ヶ月以内の期間に提出された場合は、発明者の氏名だけが出願の書誌情報に含まれます。なお、発明者の氏名とあて名は、“Documents（書類）”タブで IB が作成した PCT/IB/306（変更の記録の通知）でイメージ形式ですが閲覧可能です。

発明者のあて名の公開を心配されるのであれば、あて名を加えず氏名のみで発明者を記載することも可能ですが、後日、国内段階で多くの DO に提供する必要がございます。なお、PCT では願書に、発明者の自宅のあて名を記載することを求めておりません（PCT 規則 4.4(c)）ので、その代わりに発明者の雇用者のあて名を使用することが通常は可能です。これが可能でないのであれば、どのあて名を記載するかは発明者の問題（場合によっては関連する DO の国内法の問題）となります。何れにしましても、国際段階においてそのような目的のために、発明者の自宅のあて名が記載されていなくても IB は異議を唱えません。

また、発明者である旨の申立てにおいて発明者のあて名を示すといった当該申立ての記載項目を決定するのは米国の法律であり、米国の国内法の要件を満たさなかったことによる扱いも米国の法律で規定されています。米国法及び発明者のあて名に関する実務に関するご質問は米国特許商標庁（USPTO）にお問合せください。なお、DO としての USPTO では、発明者が通常、郵便物を受け取るあて名（例えば発明者の職場や私書箱を含む）を発明者のあて名として認めています。

上記のとおり、IB に提供された情報によると、発明者の氏名とあて名は、限られた官庁を除き、ほとんどの DO で求められています。ですので、特別な理由がない限り、国内段階での多くの問題や遅延を回避するために、国際出願時に発明者の氏名とあて名を記載することを強くお勧めいたします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧